平成３１年　第４回　川口市教育委員会定例会

日　時　　平成３１年３月１９日（火）
　　午後１時３０分
場　所　　川口市教育局教育委員会室

日　　程

１　開　会

２　点　呼

３　前回会議録の承認

(1) 第３回川口市教育委員会定例会会議録

４　教育長報告

（１）東日本大震災により市内に避難している者に対する
教育施設使用料等を免除する期間の延長について　――　１
（２）平成３０年度川口市立高等学校卒業者の進路状況について　――当日１
（３）平成３０年度学校訪問実施状況について　――　２
（４）平成３１年度教育相談支援員の採用について　――　３
（５）平成３１年度特別支援教育支援員の採用について　――　４
（６）平成３１年度特別支援学級等補助員の採用について　――　５
（７）平成３１年度学校図書館司書の採用について　――　６
（８）平成３１年度川口市スクールソーシャルワーカーの採用について　――　７
（９）第７８回全国教育美術展全国学校賞・個人賞受賞について　――当日２
(10) 第６３回全日本学生美術展団体賞・個人賞受賞について　――当日３

５　協議事項

６　議　事

議案第２７号　川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について　――　８
議案第２８号　川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する
規程の一部を改正する規程について　――　１２
議案第２９号　職員の人事について　――当日４
議案第３０号　川口市立生涯学習プラザ管理規則について　――　１４
議案第３１号　川口市立生涯学習プラザ処務規程について　――　１７
議案第３２号　川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の
一部を改正する規則について　――　２０
議案第３３号　川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について　――　２２
議案第３４号　川口市立青少年会館管理規則を廃止する規則について　――　２６
議案第３５号　川口市立婦人会館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則について　――　２８
議案第３６号　川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則について　――　３０

議案第３７号　川口市立科学館管理規則の一部を改正する規則について　――　３２
議案第３８号　川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の
一部を改正する規則について　――　３８
議案第３９号　川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて　――　４２
議案第４０号　平成３１年度川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを
委嘱することについて　――　４７
議案第４１号　教職員の人事の内申について　――当日５
議案第４２号　教職員の人事の内申について　――当日６
議案第４３号　教職員の人事の内申について　――当日７
議案第４４号　川口市学校運営協議会を設置することについて　――　４８
議案第４５号　川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について　――　４９
議案第４６号　川口市立小･中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について　――　５１
議案第４７号　川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則について　――　５３
議案第４８号　平成３１年度川口市教育研究所教育相談員を委嘱することについて　――　５５
議案第４９号　平成３１年度日本語指導支援員を委嘱することについて　――　５７
議案第５０号　平成３１年度川口市教育研究所カウンセラーを委嘱することについて　――　５８
議案第５１号　平成３１年度川口市教育研究所教育相談室の嘱託医を
委嘱することについて　――　６０
議案第５２号　平成３１年度川口市教育研究所教育相談室の嘱託カウンセラーを
委嘱することについて　――　６１
議案第５３号　平成３１年度川口市教育研究所特別支援教育アドバイザーを
委嘱することについて　――　６２
議案第５４号　平成３１・３２年度研究委嘱校を委嘱することについて　――　６４
議案第５５号　高等学校の教職員の人事について　――当日８
議案第５６号　専決処分の承認について（職員の人事について）　――当日９

７　その他
（１）映像・情報メディアセンターの臨時休館について　――　６６

８　閉　会

教育長報告（１）

東日本大震災により市内に避難している者に対する教育施設使用料等を免除する期間の延長について

東日本大震災で被災し市内に避難している者への支援策として、下記のとおり教育委員会が管理する施設の使用料を川口市立アートギャラリー設置及び管理条例第１４条の規定、川口市立文化財センター設置及び管理条例第１４条第１項第５号の規定、川口市立科学館設置及び管理条例第８条第５号の規定及び川口市立体育施設設置及び管理条例第１６条の規定により免除することとするもの。

記

１　対象となる者
東日本大震災で被災し市内に避難している者

２　対象となる施設
(1) アートギャラリー【観覧料】
(2) 文化財センター展示室【入場料】
(3) 文化財センター分館（旧田中家住宅）【入場料】
(4) 文化財センター分館（郷土資料館）　【入場料】
(5) 科学館展示施設【入場料】
(6) 科学館プラネタリウム【観覧料】
(7) 体育施設（個人利用の場合に限る。）【使用料】

３　免除する期間
平成３１年４月１日（月）から平成３２年３月３１日（火）まで

４　免除の手続
被災地の住所、氏名がわかる書類を提示して申請させることとするもの。

５　その他
新たに市の方針が定められた場合は、その方針に従うものとする。

教育長報告（３）

平成３０年度学校訪問実施状況について

［小学校］

	学校名	学校訪問	生徒指導・安全点検	学校巡回教育相談	要請訪問	その他の訪問	合計
1	本町小	1	2	0	3	2	8
2	幸町小	1	2	4	1	0	8
3	仲町小	1	2	4	5	0	12
4	上青木小	1	2	0	1	0	4
5	元郷小	1	2	3	2	0	8
6	飯塚小	1	2	1	1	0	5
7	芝小	1	2	9	7	0	19
8	新郷小	1	2	0	4	1	8
9	神根小	1	2	0	3	1	7
10	青木北小	1	2	8	2	0	13
11	領家小	1	2	0	11	1	15
12	舟戸小	1	2	1	2	1	7
13	十二月田小	1	2	0	6	1	10
14	飯仲小	1	2	3	2	0	8
15	並木小	1	2	0	2	1	6
16	安行小	1	2	2	0	0	5
17	原町小	1	2	3	8	0	14
18	前川小	1	2	0	4	2	9
19	戸塚小	1	2	3	4	1	11
20	青木中央小	1	2	4	13	1	21
21	元郷南小	1	2	5	6	0	14
22	芝西小	1	2	1	7	2	13
23	芝南小	1	2	0	4	0	7
24	神根東小	1	2	0	8	0	11
25	朝日東小	1	2	2	3	1	9
26	芝富士小	1	2	3	4	1	11
27	前川東小	1	2	0	3	1	7
28	柳崎小	1	2	3	4	1	11
29	芝樋ノ爪小	1	2	3	5	1	12
30	新郷南小	1	2	1	2	1	7
31	上青木南小	1	2	0	1	1	5
32	根岸小	1	2	2	3	2	10
33	芝中央小	1	2	0	1	1	5
34	新郷東小	1	2	4	8	0	15
35	朝日西小	1	2	1	3	0	7
36	慈林小	1	2	1	0	1	5
37	差間小	1	2	0	0	0	3
38	東本郷小	1	2	0	4	0	7
39	東領家小	1	2	0	2	0	5
40	安行東小	1	2	6	3	0	12
41	在家小	1	2	0	3	0	6
42	戸塚東小	1	2	4	1	1	9
43	戸塚北小	1	2	4	2	0	9
44	木曽呂小	1	2	8	2	1	14
45	戸塚綾瀬小	1	2	0	1	0	4
46	戸塚南小	1	2	0	4	1	8
47	鳩ヶ谷小	1	2	3	7	0	13
48	中居小	1	2	0	2	1	6
49	辻小	1	2	0	1	1	5
50	里小	1	2	4	2	1	10
51	桜町小	1	2	0	3	2	8
52	南鳩ヶ谷小	1	2	4	1	1	9
小学校計		52	104	104	181	34	475

［中学校］

	学校名	学校訪問	生徒指導・安全点検	学校巡回教育相談	要請訪問	その他の訪問	合計
1	東中	1	3	2	3	2	11
2	西中	1	3	3	5	2	14
3	南中	1	3	2	1	2	9
4	北中	1	3	4	21	1	30
5	青木中	1	3	0	6	3	13
6	芝中	1	3	0	9	2	15
7	元郷中	1	3	1	0	1	6
8	上青木中	1	3	1	2	2	9
9	幸並中	1	3	0	1	1	6
10	十二月田中	1	3	4	9	1	18
11	仲町中	1	3	0	3	1	8
12	安行中	1	3	0	16	1	21
13	芝東中	1	3	0	3	2	9
14	芝西中	1	3	1	2	2	9
15	岸川中	1	3	1	14	1	20
16	榛松中	1	3	0	7	2	13
17	小谷場中	1	3	0	10	1	15
18	神根中	1	3	0	8	3	15
19	領家中	1	3	0	1	1	6
20	戸塚中	1	3	0	9	2	15
21	在家中	1	3	0	1	1	6
22	安行東中	1	3	0	3	1	8
23	戸塚西中	1	3	0	4	1	9
24	鳩ヶ谷中	1	3	0	1	3	8
25	八幡木中	1	3	0	1	2	7
26	里中	1	3	0	12	3	19
中学校計		26	78	19	152	44	319

［幼稚園］

1	舟戸幼	1	1	0	1	1	4
2	南平幼	1	1	0	3	1	6
幼稚園計		2	2	0	4	2	10

［高等学校］

1	市立高校	1	1	0	0	0	2
高等学校計		1	1	0	0	0	2

年間訪問回数	学校訪問	生徒安全	巡回教育相談	要請訪問	その他の訪問	合計
合計	81	185	123	337	80	806

【要請訪問教科等別数】

国語	63	総合･生活	4
社会	33	道徳	48
算数・数学	55	特別活動	20
理科	20	特別支援	15
音楽	6	人権教育	0
図工・美術	4	幼稚園	4
体育	23	ライフスキル	0
技術	2	生徒指導	1
家庭	7	ＩＣＴ、プログラミング等	3
外国語	29	要請合計	337

2019/3/15

※　数字はいずれも、訪問した指導主事等の回数

※　「学校訪問」　・・・　学校訪問実施要項による訪問

※　「要請訪問」　・・・　学校からの要請を受けて行う訪問

※　「その他の訪問」　・・・　委嘱研究発表、課題研授業研、市教研授業研、相談室訪問（中学のみにあり、年１回訪問している）等

教育長報告（４）

平成３1年度 教育相談支援員の採用について

番号	配置校	すこやか相談員		サポート相談員	
1	東中	吉田　好子	再任	渡辺　香織	再任
2	西中	細矢　玲子	再任	大竹　敦子	再任
3	南中	戸簾　暢宏	再任	蓮見　佳代子	新規
4	北中	栃木　明子	再任	駒崎　玲子	再任
5	青木中	小田長　幹夫	再任	野村　京子	再任
6	芝中	門田　宣明	再任	森田　あけみ	再任
7	元郷中	嶽本　美智子	新規	海宝　一恵	再任
8	上青木中	小林　ひろみ	新規	伊藤　富美子	再任
9	幸並中	松本　美和	再任	松田　美帆	再任
10	十二月田中	川原塚　エリ	再任	小林　美和子	再任
11	仲町中	竹内　理恵	再任	髙橋　栄子	再任
12	安行中	石井　理恵	再任	鶴堀　昌子	再任
13	芝東中	大谷津　和子	再任	関原　寛恵	新規
14	芝西中	佐藤　まさ子	再任	金子　かおる	新規
15	岸川中	若林　協子	再任	須藤　加代子	再任
16	榛松中	丁野　薫	再任	宮城　里奈	再任
17	小谷場中	小泉　智子	新規	田北　眞美子	再任
18	神根中	石黒　智子	再任	児成　寿実江	再任
19	領家中	宮﨑　まり子	再任	角南　悦子	新規
20	戸塚中	松苗　郁子	再任	小林　ひろみ	新規
21	在家中	小池　名保美	再任	髙木　愼二	再任
22	安行東中	藤井　久美子	再任	ブレイクスリー　直子	再任
23	戸塚西中	新村　誠	再任	浅田　民子	再任
24	鳩ヶ谷中	本間　遥香	再任	鈴木　日登美	再任
25	八幡木中	川島　道子	再任	長谷川　美紀	新規
26	里中	成田　弥寿子	再任	吉葉　好市	新規
	市立高校			大貫　よしみ	再任
	市立高校			鈴木　則子	再任

・根　拠　　川口市教育相談支援員設置要綱第２により採用をする。

・任　期　　平成３１年４月３日～平成３２年３月３１日

教育長報告（５）

平成３１年度　特別支援教育支援員の採用について

番号	配置校	氏　　名		番号	配置校	氏　　名	
1	本町小	越智　美穂	再任	40	新郷東小	古澤　啓子	再任
2	本町小	岡野　和世	新規	41	朝日西小	林　ひろみ	再任
3	幸町小	國分　紫津子	再任	42	慈林小	山根　由紀子	再任
4	幸町小	秋吉　順子	再任	43	差間小	佐藤　聡子	再任
5	仲町小	吉井　景子	再任	44	東本郷小	八藤後　友子	再任
6	上青木小	藤倉　恵子	再任	45	東領家小	原田　陽子	再任
7	元郷小	出羽　奈保子	再任	46	安行東小	小川　久美子	再任
8	飯塚小	米沢　暁子	再任	47	安行東小	秋山　琴美	再任
9	芝小	古賀　正恵	再任	48	在家小	木村　あかね	新規
10	新郷小	今井　真佐恵	再任	49	戸塚東小	片岡　由香	再任
11	神根小	西山　久美	再任	50	戸塚北小	塩谷　貴子	新規
12	青木北	望月　由美	再任	51	木曽呂小	石井　洋子	再任
13	領家小	斉藤　晴美	再任	52	木曽呂小	山田　エリ	再任
14	舟戸小	梅田　要子	新規	53	戸塚綾瀬小	佐藤　律子	再任
15	十二月田小	松村　　栄	再任	54	戸塚南小	長門　成美	再任
16	十二月田小	池田　千佳	再任	55	戸塚南小	牛込　有紀子	再任
17	飯仲小	昆野　亮子	再任	56	鳩ヶ谷小	加藤　由美子	再任
18	並木小	若山　みどり	再任	57	中居小	清水　明枝	再任
19	安行小	星川　恵	再任	58	辻小	長谷川　はるみ	再任
20	安行小	三浦　由貴	再任	59	里小	齊藤　　梢	再任
21	原町小	冨士原　正子	再任	60	桜町小	星野　綾子	再任
22	前川小	渡邉　智佳子	再任	61	南鳩ヶ谷小	吉岡　美奈子	再任
23	戸塚小	樋口　玲子	再任	62	上青木小・前川小	中山　えりみ	新規
24	青木中央小	秋山　匡俊	再任	63	西中	早川　裕子	再任
25	青木中央小	中川　美津恵	再任	64	南中	今後　由美	再任
26	元郷南小	雷　玉梅	新規	65	北中	伊藤　美穂	新規
27	元郷南小	髙橋　雪野	再任	66	幸並中	早川　雅美	再任
28	芝西小	佐々木　幸枝	再任	67	十二月田中	古川　美恵	再任
29	芝南小	前野　雄吉	再任	68	芝東中	内田　睦美	新規
30	神根東小	朱　一坤	再任	69	芝西中	山野　安英	再任
31	朝日東小	中島　康裕	再任	70	榛松中	荒木　ひとみ	再任
32	芝富士小	髙際　みどり	再任	71	小谷場中	齋藤　佳乃	再任
33	前川東小	漆間　夏子	再任	72	神根中	前野　恭子	新規
34	柳崎小	北川　　舞	再任	73	領家中	植松　節子	再任
35	芝樋ノ爪小	東　裕子	再任	74	安行東中	齋藤　綾子	再任
36	新郷南小	前田　由紀子	再任	75	八幡木中	上野　麻理	再任
37	上青木南小	今井　由美子	再任	76	里中	佐藤　和子	再任
38	根岸小	萩原　美樹	再任	77	舟戸幼	柴田　宣子	再任
39	芝中央小	小池　久美子	再任	78	南平幼	池田　宏美	再任

・根　拠　　川口市特別支援教育支援員配置事業実施要綱第３条により採用をする。
・任　期　　平成３１年４月３日～平成３２年３月３１日

教育長報告（６）

平成３１年度 特別支援学級等補助員の採用について

番号	配置校	氏　　名		番号	配置校	氏　　名	
1	幸町小	武居　利江	再任	23	東本郷小	浅香　雪子	再任
2	上青木小	田辺　隆子	再任	24	戸塚東小	安田　里佳	再任
3	元郷小	関口　明美	再任	25	戸塚東小	伊東　真由美	再任
4	元郷小	土屋　裕子	再任	26	戸塚綾瀬小	遠藤　京子	再任
5	芝小	中保　千恵	再任	27	戸塚北小（通）	野村　朝子	再任
6	神根小	石井　　修	再任	28	中居小	米澤　三佐子	新規
7	青木北小	臼倉　緒美	再任	29	桜町小	小宮　順子	再任
8	青木北小	大山　幸子	再任	30	桜町小（通）	入江　玲子	再任
9	青木北小（通）	常盤　葉子	再任	31	原町小	神山　ゆかり	再任
10	飯仲小	藤本　亜矢	新規	32	里小	真庭　泰子	再任
11	安行小	トルオン　直子	再任	33	朝日東小	岩井　素子	再任
12	安行小	大羽賀　ふみ子	新規	34	東中	皆川　直子	再任
13	前川小	山際　友子	再任	35	元郷中	小林　明子	再任
14	前川小	村岡　奈都貴	新規	36	上青木中	秋田　幸代	再任
15	戸塚小	富山　由美	再任	37	仲町中	池上　礼子	再任
16	前川東小（通）	深谷　伊津子	再任	38	安行中	飯坂　透	再任
17	芝樋ノ爪小	西山　悦子	再任	39	岸川中	成田　聖子	再任
18	芝樋ノ爪小（通）	荒木　小八郁	再任	40	戸塚中	守屋　亜希	再任
19	芝樋ノ爪小	原　ゆう子	再任	41	在家中	青木　里美	再任
20	新郷南小	林　千和子	再任	42	戸塚西中	下田　和子	再任
21	差間小	佐藤　智子	再任	43	鳩ヶ谷中	二渡　麻喜	再任
22	東本郷小	工藤　千春	再任				

・根　拠　　川口市特別支援学級等補助員配置事業実施要綱第３条により採用をする。

・任　期　　平成３１年４月３日～平成３２年３月３１日

教育長報告（７）

平成３１年度学校図書館司書の採用について

	氏　　名	配　　置　　校	
		３日間（月・水・金）	２日間（火・木）
1	一世　和代	芝小学校	芝中央小学校
2	須田　朋子	幸町小学校	仲町小学校
3	冨永　純	新郷東小学校	東本郷小学校
4	岡部　さかえ	安行東小学校	里中学校
5	野地　三和	木曽呂小学校	在家中学校
6	美濃部　徳子	鳩ヶ谷小学校	辻小学校
7	岩崎　弥生	中居小学校	南鳩ヶ谷小学校
8	淺香　裕子	芝南小学校	戸塚中学校
9	熊倉　早苗	新郷小学校	慈林小学校
10	増田　知佳	前川東小学校	西中学校
11	堀田伊里子	上青木小学校	十二月田中学校
12	夏目　章絵	戸塚綾瀬小学校	鳩ヶ谷中学校
13	飯田　貴子	戸塚南小学校	八幡木中学校
14	倉持　貴子	柳崎小学校	北中学校
15	中宇禰　弘子	根岸小学校	神根小学校
16	海老原　幸子	桜町小学校	神根東小学校
17	中川　真由美	差間小学校	戸塚西中学校
18	浅井　智子	芝西小学校	芝西中学校
19	江野　賢子	青木中央小学校	青木中学校
20	岡本　匠子	戸塚東小学校	安行東中学校
21	矢崎　ふみ	元郷南小学校	領家中学
22	末吉　歩	新郷南小学校	領家小学校
23	鈴木　幸子	上青木南小学校	上青木中学校
24	内藤　康子	芝富士小学校	小谷場中学校
25	松澤　美月	飯塚小学校	朝日東小学校
26	中原　友美子	前川小学校	青木北小学校
27	新田　あずさ	在家小学校	岸川中学校
28	澤田　栄三	並木小学校	仲町中学校
29	谷田　道治	戸塚小学校	神根中学校
30	木村　如恵	元郷小学校	元郷中学校
31	久保　玲奈	安行小学校	安行中学校
32	西岡　裕子	戸塚北小学校	芝東中学校
33	臼井　美紀子	芝樋ノ爪小学校	芝中学校
34	前川　恭子	十二月田小学校	朝日西小学校
35	佐藤　伸子	東中学校	榛松中学校
36	金子　夕子	里小学校	幸並中学校
37	表　久美子	南中学校	東領家小学校
38	海野　祐子	本町小学校	舟戸小学校
39	吉川　準子	飯仲小学校	原町小学校
合計配置校数　小５２校　中２６校　合計７８校			

・任期　：　平成３１年４月３日～平成３２年３月３１日

・根拠　：　川口市学校図書館司書設置要綱第２により採用をする。

教育長報告（８）

平成３１年度川口市スクールソーシャルワーカーの採用について

	氏　　名		埼玉県スクール ソーシャルワーカー歴	配置
1	佐竹　祐美子	更新	３年	川口市立教育研究所
2	麻生　美穂	更新	３年	
3	内山　和希	新規		
4	赤穂　春佳	新規		

・根　拠　　川口市スクールソーシャルワーカー活用事業実施要綱第３条により採用をする。

・任　期　　平成３１年４月１日～平成３２年３月３１日

※「更新」：平成３０年度埼玉県市町村配置スクールソーシャルワーカーとして勤務している者で、
次年度川口市スクールソーシャルワーカーとして任用を更新する者

議案第２７号

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成９年教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項を次のように改める。

３　総括安全衛生管理者の職務は次のとおりとする。

(1)分庁舎総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者を指揮し、法第１０条第１項各号に掲げる業務を総括管理する。

(2)川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を指揮し、法第１０条第１項各号に掲げる業務を総括管理する。

第４条の次に次の１条を加える。

（安全衛生管理者）

第４条の２　別表第２左欄に掲げる箇所に安全衛生管理者を置く。

２　安全衛生管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第２に定めるとおりとする。

３　安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮を受けて、衛生管理者及び衛生推進者を指揮し、法に規定する業務を管理する。

第５条第１項中「別表第２」を「別表第２の２」に改め、「それぞれ」を削り、同条第２項中「別表第２」を「別表第２の２」に改める。

第９条第３項中「昭和４７年労働省令第３２号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第２０条の見出し中「安全管理者等」を「安全衛生管理者等」に改め、同条中「安全管理者」を「安全衛生管理者、安全管理者」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第４条の２関係）

安全衛生管理者

箇所	名称	充てる者の職
分庁舎	分庁舎安全衛生管理者	教育総務課長

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第２の２（第５条関係）

安全管理者

箇所	名称	充てる者の職
川口市立学校給食調理場等	川口市立学校給食調理場等安全管理者	学校保健課長

別表第５婦人会館及び青少年会館の項を次のように改める。

生涯学習プラザ	生涯学習プラザ衛生推進者	生涯学習プラザ館長

別表第７分庁舎の項委員構成の欄中「分庁舎安全管理者」を「分庁舎安全衛生管理者」に改める。

別表第８採用時健康診断の項及び定期健康診断の項中「労働安全衛生規則」を「省令」に改め、同表中、

「

深夜業務に従事する職員	定期健康診断に同じ	６月以内ごとに１回
焼却炉前作業又は生活保護指導業務に従事する職員	定期健康診断の項目から血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査を除いた項目	

を

」

「

省令第１３条第１項第３号に掲げる業務に従事する職員	定期健康診断に同じ。ただし、産業医が必要でないと認めるときは、省令第４４条に規定する項目のうち貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び	６月以内ごとに１回

	心電図検査の全部又は一部を省略した項目	

に改める。

」

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第２８号

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程（昭和５０年教育委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

婦人会館	同上	同上	同上	同上
青少年会館	同上	同上	同上	同上

を

」

「

生涯学習プラザ	同上	同上	同上	同上

に

」

改める。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３０号

川口市立生涯学習プラザ管理規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立生涯学習プラザ管理規則

（趣旨）

第１条　この規則は、川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（平成３０年条例第８１号。以下「条例」という。）第１６条の規定に基づき、生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　プラザの開館時間は、次のとおりとする。ただし、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 火曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）　午前９時から午後９時まで

(2) 日曜日及び休日　午前９時から午後５時まで

（休館日）

第３条　プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) １月１日から同月４日まで及び１２月２８日から同月３１日まで

（利用の手続等）

第４条　条例第７条第１項の規定によりプラザの講座室等の利用の許可を受けようとするものは、様式第１号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

２　プラザの講座室等は、同一の人又は団体が引き続き４日を超えて利用することができない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第５条　教育委員会は、プラザの講座室等の利用を許可したときは、様式第２号の

許可書兼領収書を当該申請者に交付するものとする。許可された事項の変更について許可したときも、同様とする。

（使用料の減免）

第６条　条例第１３条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとするものは、様式第１号の申請書にその理由を記して教育委員会の承認を受けなければならない。

（入館の制限）

第７条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、プラザへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 伝染性の疾病者

(2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物若しくは物品を携行する者

(3) 風紀を乱すおそれがあると認められる者

(4) その他管理上支障がある者

（遵守事項）

第８条　教育委員会は、プラザの利用の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときはその都度適宜に指示することができる。

（その他）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３１号

川口市立生涯学習プラザ処務規程について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立生涯学習プラザ処務規程

（趣旨）

第１条　生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の組織及び処務については、別に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（職）

第２条　プラザに館長のほか、必要に応じ、主幹、副主幹、主査、参与、主任、主事、技師、主事補又は技師補を置く。

２　前項に定めるもののほか、必要に応じ、プラザに主任、参与、班長、技能師、技能員、業務員又は用務員を置く。

（職務及びその代行）

第３条　館長は、上司の命を受け、プラザの業務を掌理し、その業務を処理するため、職員を指揮監督する。

２　主幹、副主幹、主査、参与、主任、主事、技師、主事補及び技師補の職務は、それぞれ川口市教育局組織規則（平成１０年教育委員会規則第２号。以下「組織規則」という。）第４条第２項に規定するところによる。

３　主任、参与、班長、技能師、技能員、業務員及び用務員の職務は、それぞれ組織規則第４条第３項に規定するところによる。

４　館長に事故がある場合において、主幹を置く場合にあっては主幹（主幹が２人以上置かれている場合は、あらかじめ館長が指定する主幹）が、主幹を置かない場合にあっては上席の職員がその職務を代行する。この場合において、重要又は異例な事務については、生涯学習課長の指揮を受けなければならない。

（事務の分担）

第４条　職員の事務の分担は、館長がこれを定める。

２　館長は、前項の規定により事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し、生涯学習部長に提出しなければならない。

（館長専決事項）

第５条　館長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例

な事務については、上司の決裁を受けなければならない。

(1) 職員の年次有給休暇に関すること。

(2) 職員の特別休暇（川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第６号）第１４条第２項第１３号、第１７号及び第１９号から第２２号までに規定する休暇に限る。）の承認に関すること。

(3) 職員の時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。

(4) 職員の宿泊を要しない出張命令に関すること。

(5) 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。

(6) 職員の時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関すること。

(7) 職員の職務専念義務の免除の承認（教育長が別に定める免除事由に係るものに限る。）に関すること。

(8) 郵便切手及びはがきの受払いに関すること。

(9) 軽易な往復文書に関すること。

(10) 統計及び諸調査資料の照会及び収集に関すること。

(11) プラザの講座室等の利用許可等に関すること。

(12) プラザの講座室等の利用許可の取消し等に関すること。

(13) プラザの行う恒例又は軽易な行事に関すること。

(14) 前各号に準ずる軽易な事項に関すること。

（代決）

第６条　館長の専決事項で、館長が不在である場合において、主幹を置く場合にあっては主幹（主幹が２人以上置かれている場合は、あらかじめ館長が指定する主幹）がこれを代決することができるものとし、主幹を置かない場合にあっては上司の決裁を受けるものとする。

２　前項の規定に基づき代決した事務については、速やかに決裁権者に報告しなければならない。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３２号

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和４６年教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表川口市立幸栄公民館の項中「中青木２丁目」の次に「、並木元町」を加え、同表川口市立並木公民館の項中「並木元町、」を削り、「幸町３丁目」の次に「、並木元町」を加える。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３３号

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則

川口市立南平文化会館管理規則（昭和５４年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１０条関係）

１　舞台設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
講演卓	１式	７７０	脇卓を含む。
司会台	１台	２２０	
舞台用机	同	１５０	
舞台用いす	１脚	７０	
指揮台	１式	３００	指揮者用譜面台付き
譜面台	１台	７０	
反響板	１式	４，６２０	
所作台	同	４，６２０	
平台（中）	１枚	２３０	長さ１８０センチメートルのもの
平台（小）	同	１８０	長さ１８０センチメートルのもののうち幅が６０センチメートルのもの
箱足	１個	７０	
中足	同	７０	
高足	同	７０	
枕木	同	５０	
松羽目	１式	１，５４０	
竹羽目	同	１，５４０	
金びょうぶ	１双	２，３１０	
銀びょうぶ	同	２，３１０	
緋もうせん	１枚	１５０	
山台用長座ぶとん	同	７０	
座ぶとん	同	７０	
上敷ござ	同	１５０	
紗幕	１張	１，５４０	
紅白幕	同	１，５４０	
黒幕	同	１，５４０	
浅黄幕	同	１，５４０	
地がすり	１枚	７７０	
カーペット	１式	１，５４０	
めくり台	１台	７０	
人形立	同	７０	
バトン	１本	５５０	
国旗・市旗	１旗	３３０	
ピアノ（グランド）	１台	５，５００	調律料は、含まない。
ピアノ（アップライト）	同	１，５４０	調律料は、含まない。

エレクトーン	同	１，５４０	

２　照明設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
フットライト	１列	１，５４０	照明器具にはプラステートは、含まない。
天板フットライト	１台	１，５４０	
第１ボーダーライト	１列	１，５４０	
第２ボーダーライト	同	１，５４０	
アッパーホリゾントライト	同	２，３１０	
ロアーホリゾントライト	同	２，３１０	
ベーススタンド	１台	７０	
ハイスタンド	同	１５０	
先玉・元玉	１個	１５０	
スポットライト（１ＫＷ）	１台	３８０	
スポットライト（５００Ｗ）	同	２３０	
カッターライト	同	７７０	
ハロゲンピンスポットライト	同	１，５４０	
クセノンピンスポットライト	同	４，６２０	
スポットライトスポックス	同	４６０	
プロジェクタースポットライト	同	７７０	
エフェクトマシン	同	７７０	
ダブルマシン	同	７７０	
オーロラマシン	同	７７０	
ミラーボール	同	７７０	
リップルマシン	同	７７０	
バンドアー	１枚	１５０	
プラステート	同	実費	
持込器具	１ＫＷ	２３０	

３　音響設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
拡声装置	１式	４，６２０	
マイク（Ａ）	１本	１，５４０	
マイク（Ｂ）	同	７７０	
ワイヤレスマイク	同	３，０８０	電池付き
エレベーターマイク装置	１基	７７０	
３点つりマイク装置	同	７７０	
マイクスタンド（卓上）	１本	７０	
マイクスタンド（床上）	同	１５０	
ブームスタンド	同	１５０	
ＣＤプレーヤー	１台	７７０	
レコードプレーヤー	同	７７０	
カセットテープレコーダー	同	７７０	
オープンテープレコーダー	同	１，１００	
ステージスピーカー	同	２，２００	

はね返りスピーカー	同	１，１００	
ポータブルミキサー	１式	２，２００	
デジタルリバーブ	１台	２，２００	

４　映写設備

品目	単位	金額	備考
		円	
スクリーン	１式	１回につき　７７０	
３５ミリ映写機	同	１０分につき　１，５４０	１０分とは、フィルムの上映時間をいう。
１６ミリ映写機	同	１０分につき　９２０	１０分とは、フィルムの上映時間をいう。

備考

この表に定める使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の時間区分におけるそれぞれの利用を１回として計算する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の川口市立南平文化会館管理規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第３４号

川口市立青少年会館管理規則を廃止する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立青少年会館管理規則を廃止する規則

川口市立青少年会館管理規則（昭和５３年教育委員会規則第１７号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３５号

川口市立婦人会館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立婦人会館設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

川口市立婦人会館設置及び管理条例施行規則（昭和４５年教育委員会規則第１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３６号

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則

川口市立文化財センター管理規則（平成１８年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

様式第８号及び様式第１０号中「は、国登録有形文化財です。大切に保存していきましょう。」を削る。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３７号

川口市立科学館管理規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立科学館管理規則の一部を改正する規則

川口市立科学館管理規則（平成１５年教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１号ただし書中「あたる場合」を「当たるとき」に改め、同条第３号中「にあたる」を「又は第１号に掲げる日に当たる」に、「直前」を「直後」に、「月曜日又は休日でない日。」を「休日又は第１号に掲げる日でない日」に改め、同条第４号中「以内」の次に「で教育委員会が定める期間をいう。」を加える。

第８条中「同条第４号」の次に「又は第５号」を加える。

第９条第１項中「ときは、」を「者は、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第８条第５号に該当する場合であって別に定めるときは、この限りではない。

第９条第２項中「第８条第１号」を「第８条第１号から第３号まで」に、「同号」を「当該各号」に改める。

第１０条第１項に次のただし書を加える。

ただし、前条第２項に該当する場合は、この限りではない。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号　別紙のとおり

「　　「

様式第２号中

160円
80円

を

円
円

に改める。

」　　」

様式第３号を次のように改める。

様式第３号　別紙のとおり

「　　「

様式第４号中

320円
160円

を

円
円

に改める。

」　　」

様式第５号を次のように改める。

様式第５号　別紙のとおり

様式第６号中

「

性　　別	□男　　□女	区　　分	□大人　　□小人

を

」

「

区　　分	□大人　　□小人

に

」

改める。

様式第７号中

「

代　表　者　名	電話　　（　　）

を

」

「

代　表　者　名	電話　　（　　） ＦＡＸ　　（　　）

に

」

改める。

様式第８号中

「

代　表　者　名	電話　　（　　）

を

」

「

代　表　者　名	

に

」

改める。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

様式第１号

川口市立科学館

日　付
科学展示入場券
区　分　　円

備考　図案色刷りとする。

様式第３号

川口市立科学館

日　付・時　間
プラネタリウム観覧券
区　分　　円

備考　図案色刷りとする。

様式第５号

記号番号

区分　　□年間入場券

　　□年間観覧券

顔写真

氏　　名

有効期限

年　　月　　日

川口市立科学館

備考　図案色刷りとする。

議案第３８号

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則（昭和４３年教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「、別表」を「、別表第１」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　条例別表第３の２附帯施設の表附属設備の項の規定により定める額は、別表第２のとおりとする。

第６条中「第４項」を「第５項」に改める。

第９条表中「第３項及び第４項」を「第４項及び第５項」に改める。

別表を次のように改める。

別表第１（第４条関係）

１　照明施設

施設名	種別	金額		備考
青木町公園総合運動場	野球場	全点灯	円 ６，１３０	１　金額は、１時間単位とする。 ２　超過時間が発生したときは、３０分までごとに金額の２分の１の額を徴収する。
		３分の２点灯	４，０８０	
	庭球場	１コート	３００	
	競泳プール	全点灯	１，３６０	
		２分の１点灯	６８０	
	飛込みプール	全点灯	７３０	
		２分の１点灯	３６０	
体育武道センター	体育館	専用	６５０	
		共用	３２５	
東スポーツセンター	野球場		８５０	
北スポーツセンタ	野球場		１，３３０	
	体育館	専用	５３０	

ー		共用		２６５	
	室内プール	専用		３５０	
		共用		１７５	
新郷スポーツセンター	競技場			７９０	
	体育館	専用		５３０	
		共用		２６５	
	室内プール	専用		３５０	
		共用		１７５	
戸塚体育館				１５０	
根岸体育館	体育室			１９０	
	舞台			３６０	
芝スポーツセンター	野球場			３，２５０	
	体育館	専用	全点灯	２，７００	
			２分の１点灯	１，３５０	
		共用	全点灯	９００	
			２分の１点灯	４５０	
	柔道場			１６０	
	剣道場			１６０	
安行スポーツセンター	野球場			２，９２０	
	体育館	専用		５１０	
		共用		２５５	
戸塚スポーツセンター	多目的グラウンド			９００	
	庭球場			３００	
鳩ヶ谷スポーツセンター	体育館	専用		３００	
		共用		１５０	

２　空調施設

施設名	種別	金額	備考
体育武道センター	柔道場	円 ９７０	１　金額は、１時間単位とする。 ２　超過時間が発生したときは、３０分までごとに金額の２分の１の額を徴収する。
	剣道場	９７０	
芝スポーツセンター	柔道場	９７０	
	剣道場	９７０	
鳩ヶ谷武道場	柔道場	４５０	
	剣道場	４５０	

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第４条関係）

１　附属設備

種別	金額
コインロッカー	円 ５０

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第３９号

川口市スポーツ推進委員を委嘱することについて

スポーツ基本法第３２条及び川口市スポーツ推進委員に関する規則第３条の規定により、次のとおりスポーツ推進委員を委嘱することについて議決を求める。

記

１　委嘱をする者

別添各公民館等地区より推薦のあった者　　２９５人

２　任期

平成３１年４月１日から平成３３年３月３１日まで

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

平成３１・３２年度　地区別スポーツ推進委員推薦状況

（単位＝人）

ブロック	地区名	平成２９・３０年度		平成３１・３２年度		前委嘱期比（候補者数増減）
		推薦者定数	候補者数	推薦者定数	候補者数	
南	中　央	１０	８	１０	１０	＋２
	幸　栄	９	９	９	９	
	西	１０	７	１０	８	＋１
	南　平	１１	１０	１１	１０	
	朝　日	９	９	９	９	
	朝日東	８	８	８	８	
	領　家	９	９	９	９	
青木	青　木	１３	１３	１３	１３	
	青木東					
	上青木	１０	９	１０	９	
	前　川	９	９	９	９	
	前川南	８	８	８	８	
	並　木	１０	１０	１０	１０	
	西川口	９	９	９	９	
	横曽根	８	８	８	８	
東	新　郷	１０	１０	１０	１０	
	新郷南	９	９	９	９	
	神　根	９	９	９	９	
	神根東	８	８	８	７	－１
	神根西	９	７	９	７	
	根　岸	８	７	８	８	＋１
	安　行	１０	１０	１０	１０	
	安行東	９	９	９	９	
	戸　塚	１２	１２	１２	１２	
	戸塚西	１２	１１	１３	１１	
芝	芝	１２	１１	１１	１０	－１
	芝　南	９	９	９	８	－１
	芝　西	９	９	９	９	
	芝　北	９	９	９	９	
	芝富士	８	８	８	８	
	芝　園	８	３	８	２	－１
鳩ヶ谷	鳩ヶ谷	１０	１０	１０	１０	
	南鳩ヶ谷	１０	１０	１０	１０	
	里	１０	９	１０	８	－１
合　計		３１４	２９６	３１４	２９５	－１

※　地区別人員については、８名～１３名に委嘱する。

２９・３０年度 地区人口数	定　数	３１・３２年度 地区人口数	定　数
１２，０００人未満	８人	１２，０００人未満	８人
１２，０００人～１８，０００人未満	９人	１２，０００人～１８，０００人未満	９人
１８，０００人～２６，０００人未満	１０人	１８，０００人～２６，０００人未満	１０人
２６，０００人～２９，０００人未満	１１人	２６，０００人～２９，０００人未満	１１人
２９，０００人～３８，０００人未満	１２人	２９，０００人～３８，０００人未満	１２人
３８，０００人以上	１３人	３８，０００人以上	１３人

平成３１・３２年度川口市スポーツ推進委員名簿

（　　）内の数字は、委員／定数

地　区	川　口　市　ス　ポ　ー　ツ　推　進　委　員			
中　央	浜　田　　豊	松　本　善　一	西　島　順　子	齋　藤　真砂美
(10/10)	河　野　靖　士	河　野　恭　子	増　田　友　久	永　瀬　龍　大
	出　口　雅　己	瀧　沢　欣　克		
幸　栄	中　川　泰　邦	今　井　富　江	石　井　栄　子	樺　沢　昭　一
(9/9)	国　分　健　志	由　本　貴　士	渡　辺　日出雄	斎　藤　　勉
	永　井　明　子			
西	安　藤　隆　二	小　柳　兼　之	山　本　裕見子	藤　田　勇　司
(8/10)	佐　藤　嗣　恩	市　川　信　吾	入　村　壮　太	菊　地　由　子
南　平	小　林　一　永	山　田　浩　司	森　　孝　治	高　野　寿　久
(10/11)	大　塚　義　雄	野　澤　保　智	広　渡　香奈子	山　田　孝二郎
	平　野　秀　樹	齋　藤　み　ほ		
朝　日	久保庭　英　喜	大　瀧　栄　美	桝　本　弘　法	石　志　真智子
(9/9)	大　原　　長	本　橋　康　之	齋　藤　彰　一	佐　藤　美智代
	足　立　一　朗			
朝日東	田　村　　衛	石　井　寿　一	稲　葉　武　幸	尾　崎　嘉　泰
(8/8)	古　川　隆　司	丹　野　晴　夫	杉　本　憲　吾	中　里　賢　司
領　家	倉　持　　昇	小　椋　利　之	中　沢　敬　幸	花之枝　　均
(9/9)	弘　田　智　成	中　川　欽　市	田　口　秀　樹	中　道　　勉
	渡　森　祐　二			
青　木	保　坂　宜　伸	菊　地　　章	練　木　恵里子	竹之内　悦　子
(13/13)	森　谷　祐　二	宇佐美　　功	影　澤　秀　則	櫻　井　英　清
	高　荒　紀　明	猪　口　泰　宏	石　田　道　明	佐　藤　千　春
	仲　澤　一　人			
上青木	高　橋　　智	柳　田　幸　男	鈴　木　靖　則	平　出　孝　史
(9/10)	石　川　　裕	吉　澤　敏　夫	木　下　良　子	毛　利　　晋
	小　池　克　行			
前　川	角　田　　博	田　部　　等	石　村　章　彦	野　口　秀　雪
(9/9)	須　釜　哲　夫	石　田　明　彦	柳　原　昌　紀	松　尾　利　一
	野　崎　仁　志			
前川南	須　賀　寛　二	中　野　明　美	今　井　公　次	寺　本　文　則
(8/8)	熊　木　雅　充	太　田　雄　介	中　村　義　裕	原　田　正　裕
並　木	小　山　泰　仁	松　下　　勝	小　形　　聰	西　舘　　淳
(10/10)	中　川　博　太	島　崎　義　和	成　田　英　世	鳥　海　克　也
	白　井　良　典	木　村　大　介		
西川口	塩　澤　三　次	金　子　一　清	小野田　孝　信	堀　川　和　子
(9/9)	宮　島　靜　歌	安　立　由美子	春　日　貴　行	平　林　万　城
	牛　嶋　史　人			
横曽根	島　田　　潔	長　　聖　一	遠　山　　聡	佐　藤　悦　子
(8/8)	阿　部　みゆき	原　　孝　子	岡　野　慎　一	沖　出　貴　司

地　区	川　口　市　ス　ポ　ー　ツ　推　進　委　員			
新　郷	橋　本　　茂	川　田　大　寿	若　木　博　之	岡　本　裕　介
(10/10)	櫻　井　ひとみ	八　尋　昭　美	永　尾　正　敏	伊　儀　一　人
	伊　東　一　樹	島　田　俊　矢		
新郷南	古　挽　達　夫	平　林　　仁	梅　沢　賢　次	山　﨑　　徹
(9/9)	朏　　まゆみ	神　原　靖　浩	狭　間　信　吾	斉　藤　友　博
	宮　原　隼　斗			
神　根	安　部　百合江	今　井　敏　明	橋　本　　誠	石　井　義　章
(9/9)	鈴　木　博　明	山　本　治　久	程　吉　一　彦	中　保　　猛
	早　舩　充　夫			
神根東	手　塚　　茂	黒　羽　　修	高　橋　健　司	浜　田　和　久
(7/8)	粟飯原　　稔	中　谷　知　佳	若　宮　伸太郎	
神根西	勝　治　正　彦	浜　田　義　信	阿　部　晴　彦	江　口　　輝
(7/9)	藤　本　健次郎	伊　原　　巧	小比類巻　　聡	
根　岸	遠　藤　喜三男	池　住　朋　子	杉　本　重　成	佐　藤　文　朗
(8/8)	鳥　海　英　喜	野　口　貴　志	齋　藤　　学	松　森　明　久
安　行	野　村　勝　美	関　戸　孝　子	小　嶋　新　一	岩　渕　　勲
(10/10)	高　橋　明　達	澤　井　昭　宏	手呂内　慎　介	長　友　　泉
	坂　東　久　恵	浅　井　礼　子		
安行東	石　井　　徹	中　山　　弘	犬　塚　　亨	宇田川　尚　志
(9/9)	中　田　晋　一	武　部　文　人	小　西　　力	阿　部　長　生
	及　川　圭　一			
戸　塚	飯　塚　孝　司	戸　敷　　仁	豊　田　英　明	藤　波　　栄
(12/12)	米　沢　久美子	石　鍋　功　久	大　宮　一　夫	植　草　博　之
	堀　口　　治	山　崎　　幹	奥　田　健　一	桜　田　　徹
戸塚西	安　藤　和　弘	南　　博	白　鳥　清　隆	布　施　喜代子
(11/13)	島　澤　新　一	後　藤　三千代	佐　山　道　浩	飯　塚　利　文
	園　部　邦　彦	池　田　信　也	宿利原　繁　人	
芝	高　嶋　　茂	斉　藤　高　章	高　橋　明　子	市　川　真　志
(10/11)	安　田　善　彦	石　川　直　巳	尾　嶋　一　郎	鈴　木　　誠
	本　多　　茂	高　野　勇　気		
芝　南	藤　田　正　博	茂　木　一　人	若　林　市　朗	池　田　秀　樹
(8/9)	佐々木　美恵子	中　村　好　美	大河内　恵　子	成　田　隆　幸
芝　西	小笠原　茂　夫	田　口　博　喜	大　沢　　誠	富　田　博　之
(9/9)	清　水　文　江	堀　口　一　枝	和　田　悦　代	工　藤　淳　志
	境　　久　志			
芝　北	岡　沢　義　昭	小　野　俊　哉	堀之内　妃登美	桐　田　文　明
(9/9)	小　池　幸　一	布　施　和　久	大　竹　秀　夫	可　知　康　宏
	嶋　岡　一　美			
芝富士	田　中　　証	佐　藤　京　子	平　田　　繁	井　上　美奈子
(8/8)	阿　部　とし子	木　村　伸　哉	春　日　竜　也	鶴　田　健　人
芝　園	中　村　里　子	松　橋　浩　樹		
(2/8)				
鳩ヶ谷	小　熊　奈々子	長　山　悦　男	竹　花　智　子	品　川　いさ子
(10/10)	芹　田　　功	鈴　木　将　人	田　波　賢　一	柴　田　勝　宏
	川　島　敏　行	岡　野　勇　士		
南鳩ヶ谷	本　嶋　　一	鈴　木　　仁	佐　藤　浩　巳	桑　木　充　子
(10/10)	谷　内　栄　介	桐　原　利　光	松　本　敏　也	坪　谷　あさみ
	大久保　忠　則	成　田　　久		
里	石　橋　久　代	清　水　葉　子	甚　野　邦　彦	若　林　昭　二
(8/10)	吉　田　博　之	礒　田　早　美	井　藤　英　二	嶋　原　礼　子

平成３１・３２年度委嘱予定スポーツ推進委員候補者の構成

平成３１年４月１日現在

【年齢・性別】 ※単位＝人

	男	(前回比)	女	(前回比)	計	(前回比)	年齢別比率	(前回比)
３０歳代以下	10	-2	1	-	11	-2	3.7%	-0.7%
４０歳代	44	-3	8	-2	52	-5	17.6%	-1.7%
５０歳代	117	-2	27	-3	144	-5	48.8%	-1.5%
６０歳以上	65	+3	23	+8	88	+11	29.8%	+3.8%
合　　計	236	-4	59	+3	295	-1		
性別比率	80.0%	-1.1%	20.0%	-1.1%				

【経験年数別】※１期（２年）

			前回人数
新規委嘱者	27 人	9.2%	35
2年未満（途中委嘱者）	5 人	1.7%	3
2年以上～4年未満	33 人	11.2%	47
4年以上～6年未満	42 人	14.2%	63
6年以上～8年未満	53 人	18.0%	21
8年以上～10年未満	19 人	6.4%	32
10年以上～12年未満	32 人	10.8%	23
12年以上～14年未満	23 人	7.8%	20
14年以上～16年未満	18 人	6.1%	16
16年以上～18年未満	13 人	4.4%	12
18年以上～20年未満	10 人	3.4%	9
20年以上～22年未満	8 人	2.7%	6
22年以上～24年未満	6 人	2.0%	4
24年以上～26年未満	2 人	0.7%	2
26年以上～28年未満	2 人	0.7%	2
28年以上～30年未満	2 人	0.7%	1
30年以上	0 人	0.0%	0
合　　計	295 人		296

議案第４０号

平成３１年度川口市学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて

川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラー設置要項第２の規定により、次のとおり川口市立学校教職員メンタルヘルスカウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

１　委嘱をする者

	氏　　名	再・新
メンタルヘルス チーフカウンセラー	土井　一博	再
メンタルヘルスカウンセラー	野口　貴	再

２　委嘱期間

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

議案第４４号

川口市学校運営協議会を設置することについて

このことについて、川口市学校運営協議会規則第３条第１項の規定により、下記の学校に川口市学校運営協議会を設置することについて議決を求める。

記

１　設置する学校

	学 校 名	備 考
小 学 校	青木北小学校	新規
	元郷南小学校	新規
	芝南小学校	新規
	上青木南小学校	新規
	安行東小学校	新規

２　設置期日

平成３１年４月１日

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　茂　呂　　修　平

議案第４５号

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則

川口市立高等学校通則（昭和４７年教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第８条第３項及び第１１条第１項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３４年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の川口市立高等学校通則（以下「新規則」という。）第８条第３項及び第１１条第１項の規定は、施行の日以降川口市立高等学校（以下「高等学校」という。）に入学した生徒（新規則第１２条第３項の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程について適用する。

３　前項の規定により新規則第８条第３項及び第１１条第１項の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。

４　平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの間に高等学校に入学した生徒（新規則第１２条第３項の規定により入学した生徒であって平成３１年３月３１日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成３１年４月１日から新規則第８条第３項及び第１１条第１項の規定が適用されるまでの間における改正前の川口市立高等学校通則第８条第３項及び第１１条第１項の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探求の時間」とする。

議案第４６号

川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

川口市立小・中学校の指定に関する規則（昭和６３年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「川口市立中学校（以下「中学校」という。）」を「川口市立中学校（川口市立芝西中学校陽春分校を除く。以下「中学校」という。）」に改める。

第３条中「、次条及び第５条の規定により指定する場合を除き」を削る。

第４条及び第５条を削り、第６条を第４条とし、第７条を第５条とする。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第４７号

川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則について

このことについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則

（趣旨）

第１条　川口市立芝西中学校陽春分校（以下「陽春分校」という。）の通学区域については、この規則の定めるところによる。

（通学区域）

第２条　陽春分校への就学に係る通学区域は、埼玉県内全域とする。

（就学の規制）

第３条　陽春分校に入学（転入学及び編入学を含む。）しようとする者は、当該者の住所地が前条に定める区域にある者でなければならない。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第４８号

平成３１年度川口市立教育研究所教育相談員を委嘱することについて

川口市立教育研究所教育相談員設置要綱第３の規定により、川口市立教育研究所教育相談員を委嘱することについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

1　委嘱をする者

氏　　名	配属先	再・新
福島　章雄	川口市立教育研究所	再
高田　信一郎	川口市立教育研究所	再
吉牟田　昌弘	川口市立教育研究所	再
佐々木　和広	川口市立教育研究所	再
川田 博史	川口市立教育研究所	再
戸ヶ崎　幾江	川口市立教育研究所	再
柴田　宏之	川口市立教育研究所	新
池内　淳一	川口市立教育研究所	新
加藤　祐子	川口市立教育研究所	新
佐藤　俊博	川口市立教育研究所	新
太田　慎二	川口市立教育研究所	再
竹本　美香	川口市立教育研究所	再
松山　友昭	川口市立教育研究所	新

2　任期

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第４９号

平成３１年度日本語指導支援員を委嘱することについて

日本語指導支援員設置要綱第３の規定により、次のとおり日本語指導支援員を委嘱することについて、議決を求める。

記

１　委嘱をする者

氏　　名	配属先	再・新
村上　博俊	拠　点　校	再
宮口　利政	拠　点　校	再
山口　和伸	拠　点　校	再

２　任期

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

議案第５０号

平成３１年度川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所カウンセラー設置要綱第２の規定により、川口市立教育研究所カウンセラーを委嘱することについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

1　委嘱をする者

氏　　名	配属先	再・新
山崎　健之介	川口市立教育研究所	再
石黒　直子	川口市立教育研究所	再
海老澤　香菜恵	川口市立教育研究所	再
近藤　有美香	川口市立教育研究所	再
雪田　彩子	川口市立教育研究所	新
小泉　藤子	川口市立教育研究所	新
小代　美帆	川口市立教育研究所	新

2　任期

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第５１号

平成３１年度川口市立教育研究所教育相談室の嘱託医を委嘱することについて

川口市立教育研究所教育相談室嘱託医による医療相談実施要項２の規定により、次のとおり教育相談室嘱託医を委嘱することについて、議決を求める。

記

１　委嘱をする者

氏　　名	現在の職	再・新
柴田　　勲	精神科医 しばた心身クリニック院長	再

２　任期

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

議案第５２号

平成３１年度川口市立教育研究所教育相談室の嘱託カウンセラーを委嘱することについて

川口市立教育研究所教育相談室嘱託カウンセラー設置要綱第２の規定により、次のとおり川口市立教育研究所教育相談室嘱託カウンセラーを委嘱することについて、議決を求める。

記

１　委嘱をする者

氏　　名	現在の職	再・新
杉山　雅宏	埼玉学園大学大学院心理学研究科教授 臨床心理カウンセリングセンター長	再

２　任期

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

議案第５３号

平成３１年度川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて

川口市立教育研究所教育相談室特別支援教育アドバイザーによる教育相談実施要項２の規定により、川口市立教育研究所特別支援教育アドバイザーを委嘱することについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

1　委嘱をする者

氏　　名	配属先	再・新
久保島　廣美	川口市立教育研究所	再
近藤　久江	川口市立教育研究所	再
上原　節子	川口市立教育研究所	再
齋藤　光男	川口市立教育研究所	再
足助　啓子	川口市立教育研究所	再
後藤　和子	川口市立教育研究所	再

2　任期

平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで

議案第５４号

平成３１・３２年度研究委嘱校を委嘱することについて

研究委嘱に関する要綱第４の規定により、次のとおり委嘱校を委嘱することについて、別紙のとおり議決を求める。

平成３１年３月１９日提出

川口市教育委員会教育長　　茂　呂　　修　平

１　委嘱校

	学校名	研究領域	研究主題	研究教科・領域等
1	領家小学校	学力向上	確かな学力を身に付け、生き生きと学ぶ子の育成 ～思考力・表現力を高める授業づくり～	国語
2	十二月田小学校	学力向上	数学的な思考力・表現力を育てる指導の工夫 ～言語活動の充実を重視した算数科の授業づくり～	算数
3	原町小学校	学力向上	自ら学び、共に学び合う児童の育成 ～協同的学びを核とした主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～	全教科
4	戸塚小学校	学力向上	自ら考え、主体的に取り組む児童の育成 ～ユニバーサルデザインを取り入れた各教科の授業実践～	算・社・国・理
5	芝富士小学校	プログラミング教育	プログラミング的思考を育てる授業の創造	総合
6	上青木南小学校	体力向上	体育の授業を通して、生涯、健康で忍耐力と向上心を持ち、自ら学びを探究する児童の育成	体育
7	根岸小学校	学力向上	思いや考えを伝え合い、学び合う児童の育成	国・道・特
8	朝日西小学校	学力向上	共に学び合い、生き生きと主体的に学習する児童の育成 ～思考力・表現力をはぐくむ言語活動の充実を目指して～	国語
9	慈林小学校	学力向上	『学び合い』のある授業を充実させ、学力（算数）の向上を目指す	算数
10	在家小学校	学力向上	進んで自分の考えや気持ちを伝え合うことのできる児童	国語
11	木曽呂小学校	学力向上	主体的に学習し、共に学び、高め合う児童の育成 ～基礎基本の確実な習得と、思考力を深める授業を目指して～	算数・国語
12	戸塚南小学校	学力向上	豊かな心と実践力を育み、未来を拓く家庭科教育 ～ともに学び、深め合う児童の育成～	家庭
13	辻小学校	体力向上	豊かな心と健やかな体を持つ児童の育成 ～主体的・対話的で深い学びを通して～	体育
14	青木中学校	徳力向上	特別の教科道徳の評価に関する研究 ～道徳の教科化にともなう評価システムの構築～	道徳
15	上青木中学校	学力向上	主体的に学び、確かな学力を育成する指導の工夫・改善 ～埼玉県学力・学習状況調査の活用を通して～	国・社・数・理・英・道・特
16	南平幼稚園	幼稚園教育	感じる・考える・つながる幼児の育成 ～伝え合う力を育む保育のあり方～	幼稚園教育

小学校　１３校　　中学校　２校　　幼稚園　１園　　計１６校

２　任期

平成３１年４月１７日から平成３３年３月３１日まで

その他（１）

映像・情報メディアセンターの臨時休館について

１　休館の理由

映像・情報メディアセンターの施設機能及び指定管理事業の見直しに伴い、新規事業の実施に係る機材の設置及びこれまで設置していた機材の撤去作業等を行うもの。

２　休館の期間

平成３１年　３月２９日（金）～３１日（日）

３　休館中に行う主な作業

区分	作業内容
ワークスタジオＡ	パソコン等の撤去及び映像機材等の設置
ワークスタジオＢ	８Ｋテレビ等の設置
プレゼンテーションスタジオ	映像機材等の入れ替え
多目的スタジオＡ・Ｂ	録音機材等の入れ替え

メディアセンター　平面図

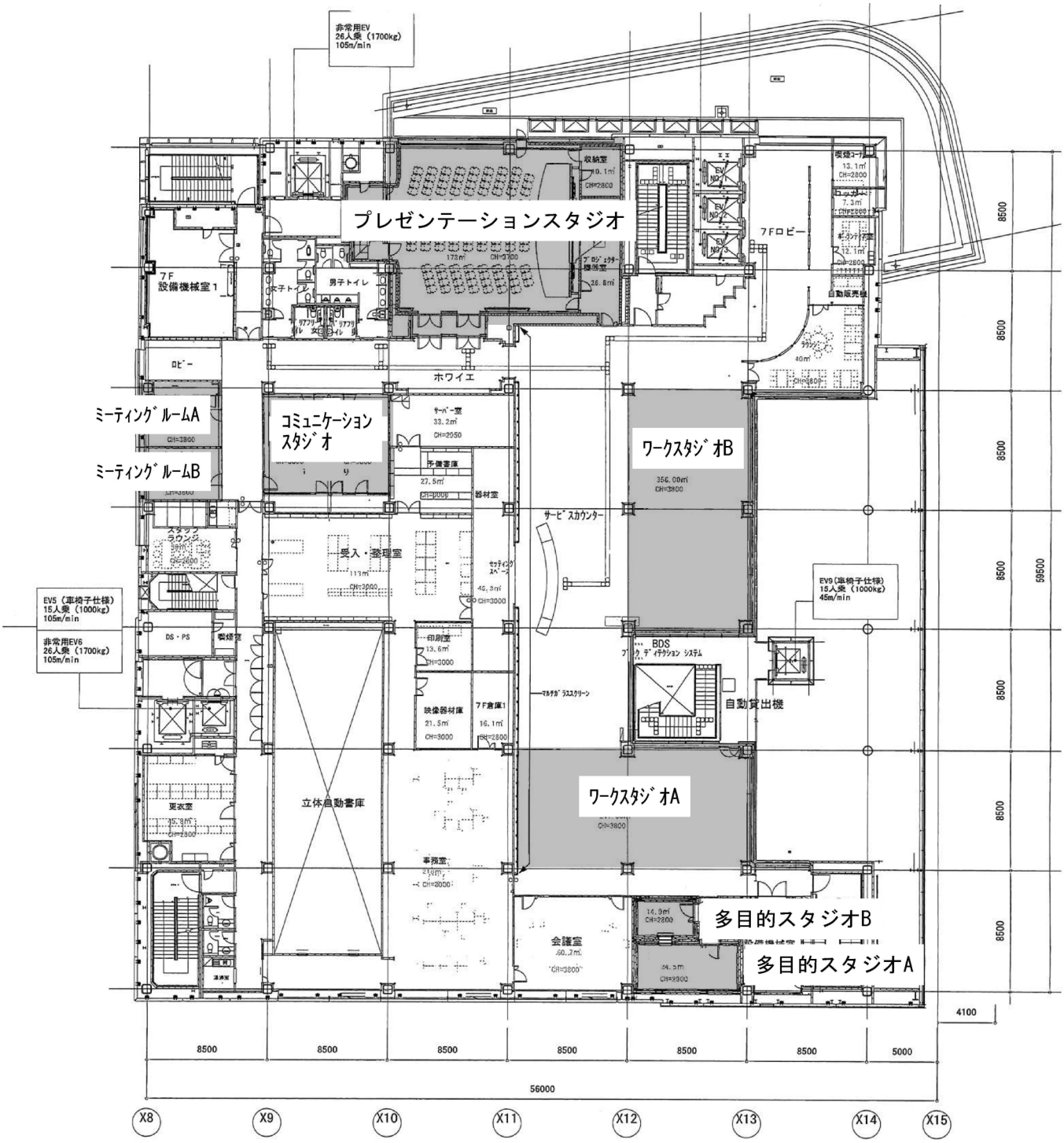

教育長報告（２）

当日資料１

平成３０年度川口市立高等学校卒業者の進路状況について

（平成３１年３月１３日現在）

項　　目	進路決定者数 男子	女子	計	割合（%）	前年比
国公立大学	1	4	5	0.8	0.5
私立大学	137	149	286	45.8	-9.4
文部科学省所管外大学校	0	0	0	0.0	0.0
短期大学（公立・私立）	1	35	36	5.8	-0.5
専門学校等	51	94	145	23.2	0.3
就　　職	16	27	43	6.9	0.9
進学・就職の準備等	56	36	92	14.8	10.7
留学、海外の大学日本校	0	0	0	0.0	-0.2
その他	13	4	17	2.7	-2.3
計（卒業者数）	275	349	624		
計（在籍数）	278	349	627		

※「就職」は、就職進学者、防衛大学等の俸給が支給される「学校」の進学者を含まず。
※「その他」は、家事手伝、臨時的な職に就く者、上記の項目のいずれにも該当しない者。

※参考

平成２９年度川口市立高等学校３校の進路状況について

項　　目	進路決定者数 男子	女子	計	割合（%）
国公立大学	0	2	2	0.3
私立大学	181	169	350	55.2
文部科学省所管外大学校	0	0	0	0.0
短期大学（公立・私立）	1	39	40	6.3
専門学校等	53	92	145	22.9
就　　職	12	26	38	6.0
進学・就職の準備等	20	6	26	4.1
留学、海外の大学日本校	1	0	1	0.2
その他	23	9	32	5.0
計（卒業者数）	291	343	634	
計（在籍者数）	295	349	644	

川口市立高等学校（全日制）卒業生の進路状況【H22～H30の推移】

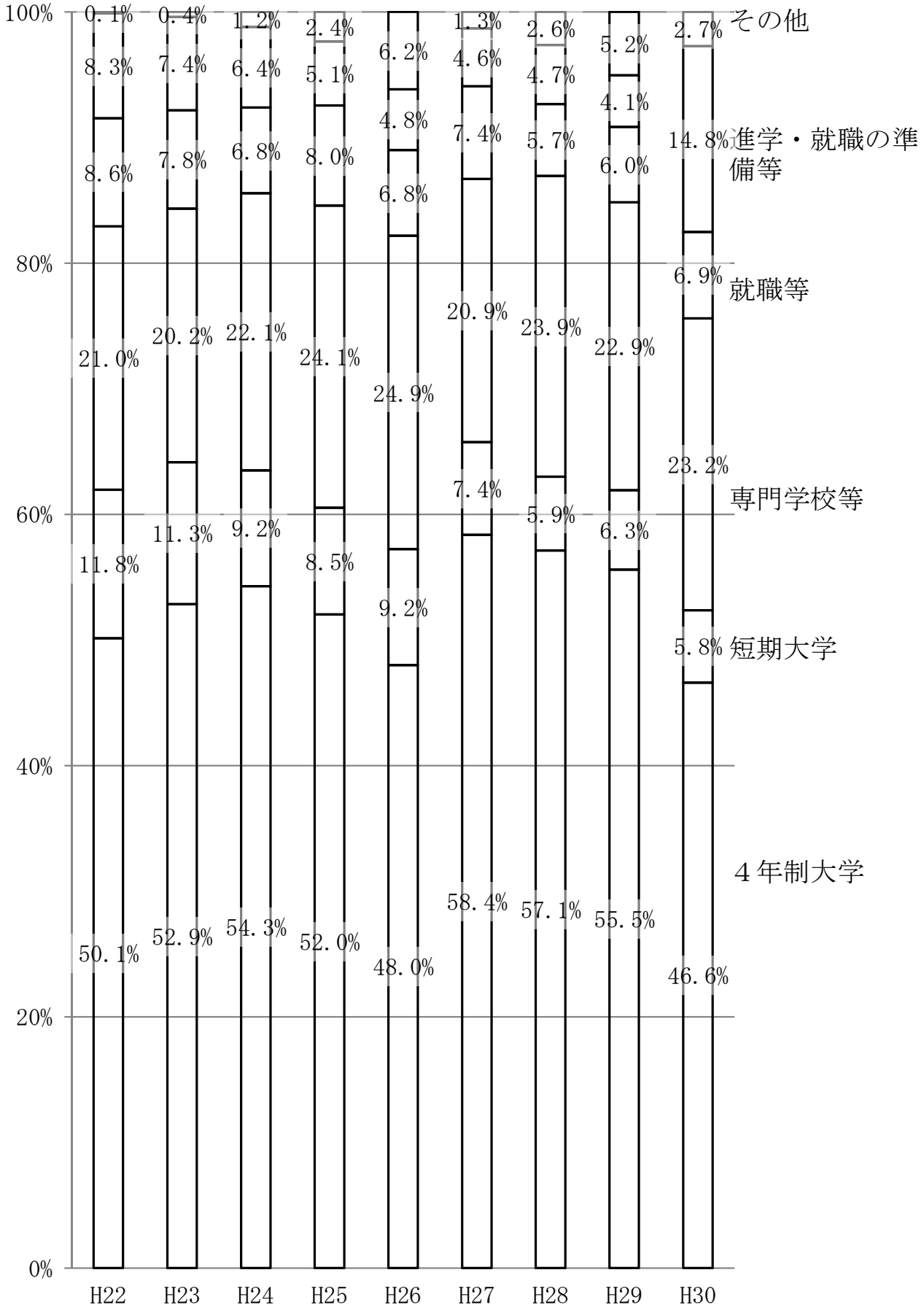

教育長報告（９）

当日資料２

第 78 回全国教育美術展　全国学校賞・個人賞受賞について

受賞校：川口市立仲町中学校（山名 勝敏　校長）

川口市立仲町中学校が「第 78 回全国教育美術展」（主催：教育美術振興会）において、全国学校賞で「文部科学大臣賞」を、個人賞で「特選」を受賞しました。

１　受賞校の取組

美術工芸部の活動を通して、身につけて欲しい力は、「集中力」「忍耐力」「創造力」「技術」「自信」である。作品の上達だけではなく、「制作活動を通しての人間性の形成」を重視している。ベストを尽くし見る人の心に響く作品づくりを目標とし、年間を通して数々のコンクールや展覧会に出品し、学校行事のスローガンや横断幕作りに日々励んでいる。中学校美術部の全国大会である「アートクラブグランプリ　ｉｎ　ＳＡＫＡＩ」では平成３０年度に１名の生徒が入選した。

２　表彰について

全国学校賞
- 内閣総理大臣賞　３校
  - 保育園（１）
  - 小学校（１）
  - 中学校（１）
- 文部科学大臣賞　３校
  - こども園（１）
  - 小学校（１）
  - 中学校（１）
- 教育美術振興会名誉会長賞　３校
  - こども園（１）
  - 小学校（１）
  - 中学校（１）
- 日本放送協会会長賞３校
  - 幼稚園（１）
  - 小学校（１）
  - 中学校（１）
- 教育美術特賞　１校
  - 中学校（１）

・本年度は全国から 2,610 校の応募があり、応募作品総数は 11 万 4,366 点ありました。
埼玉県からは上尾市立西中学校と仲町中学校のみが選出され、仲町中学校が埼玉県内で最上位での受賞となりました。

個人賞
- 特選　田口　紗理奈（３年）
- 特選　根本　麻由　（２年）
- 特選　角南　結理　（２年）
- 特選　千島　すずか（１年）

特選	約 2,200 点
入選	約 9,000 点
佳作	約 6,900 点

３　表彰式

平成３１年３月１日（金）　ＫＫＲホテル東京

教育長報告（１０）

当日資料３

第 63 回全日本学生美術展　団体賞・個人賞受賞について

受賞校：川口市立青木中学校（加藤 祐子　校長）

川口市立青木中学校が「第 63 回全日本学生美術展」（主催：全日学生美術会）において、団体賞として全国で団体２位に相当する「奨励賞」（団体賞は７年連続受賞）し、多数の生徒が個人賞を受賞しました。

１　受賞校の取組

美術部の活動を通して、身につけて欲しいことは、「豊かな発想と豊かな心」「探求心」「学年を超えた和と思い出」である。明るく、楽しく活動できる環境と雰囲気づくりを心がけ、専門知識を深め、独創的で粘り強く制作活動に取り組んでいる。また、卒業後も美術に関心を持ち、趣味や仕事など生涯を通して生きる糧となるような活動を目指している。全日本学生美術展においては、団体賞を７年連続で受賞しており、そのうち、「全日本学生美術会賞」を四度、「奨励賞」を三度受賞している。また、日本芸術家協会主催の公募展であるＪＡＧ（じゃぐ）展においても、団体賞を５年連続で受賞している。

２　表彰について

団体賞　・全日本学生美術会賞　１０団体

・奨励賞　１０団体
- 絵画教室・スクール（４）
- 私立付属中学・高校（３）
- 公立高校（１）
- 公立中学校（２）

・努力賞　１０団体

・本年度は全国から 230 団体の応募があり、応募作品総数は約 6,000 点ありました。
有名絵画教室や私立付属中学校・高校に肩を並べ、埼玉県からは絵画教室と青木中学校のみが選出されました。

個人賞
- 推奨　加藤　若菜（３年）
- 特選　金井　花心（３年）
- 特選　半田　万里菜（３年）
- 特選　白瀧　堅匠（３年）
- 特選　菊原　萌恵（２年）
- 特選　加藤　小雪（２年）
- 佳作　河野　由衣（３年）
- 佳作　伊藤　かんな（３年）
- 佳作　川西　日菜多（３年）
- 佳作　須田　結花莉（３年）
- 佳作　北野　結衣（３年）
- 佳作　水澤　耕一（３年）
- 佳作　鈴木　愛理（３年）
- 佳作　杉﨑　春奈（３年）
- 佳作　一ノ瀬　華梨（３年）
- 佳作　遠藤　風子（２年）二作品
- 佳作　加藤　小雪（２年）
- 佳作　菊原　萌恵（２年）
- 佳作　清水　茉結（２年）
- 佳作　樋口　優渚（２年）二作品
- 佳作　横谷　梨摘（２年）
- 佳作　海老原　由奈（１年）
- 佳作　本田　航也（１年）
- 佳作　宮園　舞羽（１年）
- 佳作　山田　羽優（１年）
- 佳作　山田　美優（１年）
- 佳作　福原　菜々実（１年）

推奨	100 点
特選	203 点
佳作	1,233 点

３　表彰式について　　平成３１年２月１６日（土）　　東京都美術館　講堂

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案要綱

1　改正の趣旨

法により設置を義務付けられた安全管理者と同様の職として、分庁舎安全衛生委員会に安全衛生管理者を置くとともに、現在定めている総括安全衛生管理者の職務について、分庁舎総括安全衛生管理者と学校給食調理場等総括安全衛生管理者に分けて、定めるほか、規定の整備を行うもの。

また、「婦人会館」「青少年会館」が廃止され、新たに「生涯学習プラザ」となることから、別表の「婦人会館」「青少年会館」を「生涯学習プラザ」に改めるもの。

2　改正の内容

(1)　総括安全衛生管理者の職務を改正する。

(2)　第４条の次に安全衛生管理者に関する事項を新たに規定する。

(3)　別表第２を安全衛生管理者に関する表に改める。

(4)　別表第２の２として安全管理者に関する表を加える。

(5)　別表第５の「婦人会館及び青少年会館」に関する事項を「生涯学習プラザ」に改める。

(6)　別表第７の「分庁舎安全管理者」を「分庁舎安全衛生管理者」に改める。

(7)　別表第８の「労働安全衛生規則」を「省令」に改める。

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの

4　予算措置

不要

5　その他

(1)　根拠法令又は関係法令

労働安全衛生法

労働安全衛生法施行令

(2)　パブリック・コメント

不要

議案第２７号参考資料

川口市教育局職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○　川口市教育局職員安全衛生管理規程（平成９年教育委員会規程第１号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現行
○川口市教育局職員安全衛生管理規程 平成９年３月２１日 教育委員会規程第１号 目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　安全衛生管理体制（第４条―第17条） 第３章　安全衛生教育（第18条―第20条） 第４章　健康管理（第21条―第30条） 第５章　雑則（第31条・第32条） 附則 第１章　総則 （略） 第２章　安全衛生管理体制 （総括安全衛生管理者） 第４条　別表第１左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第10条第１項に規定する総括安全衛生管理者を置く。 ２　総括安全衛生管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第１に定めるとおりとする。 ３　総括安全衛生管理者の職務は、次のとおりとする。 (1) 分庁舎総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者を指揮し、法第１０条第１項各号に掲げる業務を総括管理する。 (2) 川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を指揮し、法第10条第１項各号に掲げる業務を総括管理する。	○川口市教育局職員安全衛生管理規程 平成９年３月２１日 教育委員会規程第１号 目次 第１章　総則（第１条―第３条） 第２章　安全衛生管理体制（第４条―第17条） 第３章　安全衛生教育（第18条―第20条） 第４章　健康管理（第21条―第30条） 第５章　雑則（第31条・第32条） 附則 第１章　総則 （略） 第２章　安全衛生管理体制 （総括安全衛生管理者） 第４条　別表第１左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第10条第１項に規定する総括安全衛生管理者を置く。 ２　総括安全衛生管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第１に定めるとおりとする。 ３　総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び衛生推進者を指揮し、法第10条第１項各号に掲げる業務を統括管理する。

改正案	現行
４　総括安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、総括安全衛生管理者があらかじめ指名した者がその職務を行う。	４　総括安全衛生管理者がやむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、総括安全衛生管理者があらかじめ指名した者がその職務を行う。
（安全衛生管理者） 第４条の２　別表第２左欄に掲げる箇所に安全衛生管理者を置く。 ２　安全衛生管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第２に定めるとおりとする。 ３　安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮を受けて、衛生管理者及び衛生推進者を指揮し、法に規定する業務を管理する。	
（安全管理者） 第５条　別表第２の２左欄に掲げる箇所に法第１１条第１項に規定する安全管理者を置く。 ２　安全管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第２の２に定めるとおりとする。 ３　安全管理者は、法第１０条第１項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項のほか、次に掲げる事項を行う。 (1)　建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置 (2)　安全措置、保護具その他危険防止のための設備及び器具の定期的点検及び整備 (3)　作業の安全についての教育及び訓練 (4)　発生した災害の原因調査及び対策の検討 (5)　消防及び避難の訓練 (6)　作業主任者その他安全に関する補助者への助言指導 (7)　安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録 (8)　前各号に掲げるもののほか、職員の安全に関する必要な措置 （第６条～第８条　略） （産業医）	（安全管理者） 第５条　別表第２左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第１１条第１項に規定する安全管理者を置く。 ２　安全管理者の名称及びこれに充てる者の職は、別表第２に定めるとおりとする。 ３　安全管理者は、法第１０条第１項各号に掲げる業務のうち安全に係る技術的事項のほか、次に掲げる事項を行う。 (1)　建設物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急措置又は適当な防止の措置 (2)　安全措置、保護具その他危険防止のための設備及び器具の定期的点検及び整備 (3)　作業の安全についての教育及び訓練 (4)　発生した災害の原因調査及び対策の検討 (5)　消防及び避難の訓練 (6)　作業主任者その他安全に関する補助者への助言指導 (7)　安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録 (8)　前各号に掲げるもののほか、職員の安全に関する必要な措置 （第６条～第８条　略） （産業医）

改正案

第９条　別表第６左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第13条に規定する産業医を置く。

２　産業医の名称及び人数は、別表第６に定めるとおりとする。

３　産業医は、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号。以下「省令」という。）第１４条第１項各号及び第３項に規定する事項を行う。

（第１０条～第１９条　略）

（安全衛生管理者等の教育）

第２０条　総括安全衛生管理者は、安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他公務災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育及び講習を行い、又はこれらを受ける機会を与えなければならない。

（第２１条～第３２条　略）

別表第２（第４条の２関係）

安全衛生管理者

箇所	名称	充てる者の職
分庁舎	分庁舎安全衛生管理者	教育総務課長

別表第２の２（第５条関係）

安全管理者

箇所	名称	充てる者の職
川口市立学校給食調理場等	川口市立学校給食調理場等安全管理者	学校保健課長

別表第５（第８条関係）

衛生推進者

現行

第９条　別表第６左欄に掲げる箇所にそれぞれ法第13条に規定する産業医を置く。

２　産業医の名称及び人数は、別表第６に定めるとおりとする。

３　産業医は、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）第１４条第１項各号及び第３項に規定する事項を行う。

（第１０条～第１９条　略）

（安全管理者等の教育）

第２０条　総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他公務災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育及び講習を行い、又はこれらを受ける機会を与えなければならない。

（第２１条～第３２条　略）

別表第２（第５条関係）

安全管理者

箇所	名称	充てる者の職
分庁舎	分庁舎安全管理者	教育総務課長
川口市立学校給食調理場等	川口市立学校給食調理場等安全管理者	学校保健課長

別表第５（第８条関係）

衛生推進者

改正案

箇所	名称	充てる者の職
各公民館	衛生推進者の前に各公民館の名称を付したもの	各公民館長
南平文化会館	南平文化会館衛生推進者	南平文化会館長
各体育館	衛生推進者の前に各体育館の名称を付したもの	各体育館長
生涯学習プラザ	生涯学習プラザ衛生推進者	生涯学習プラザ館長
中央ふれあい館	中央ふれあい館衛生推進者	中央ふれあい館長
アートギャラリー	アートギャラリー衛生推進者	アートギャラリー館長
文化財センター（郷土資料館を含む。）	文化財センター衛生推進者	文化財センター所長
各図書館	衛生推進者の前に各図書館の名称を付したもの	各図書館長
科学館	科学館衛生推進者	科学館長
各スポーツセンター	衛生推進者の前に各スポーツセンターの名称を付したもの	各スポーツセンター所長
大貫海浜学園	大貫海浜学園衛生推進者	大貫海浜学園長
水上少年自然の家	水上少年自然の家衛生推進者	水上少年自然の家所長
教育研究所	教育研究所衛生推進者	教育研究所長

別表第７（第１１条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当

現行

箇所	名称	充てる者の職
各公民館	衛生推進者の前に各公民館の名称を付したもの	各公民館長
南平文化会館	南平文化会館衛生推進者	南平文化会館長
各体育館	衛生推進者の前に各体育館の名称を付したもの	各体育館長
婦人会館及び青少年会館	婦人会館・青少年会館衛生推進者	婦人会館長
中央ふれあい館	中央ふれあい館衛生推進者	中央ふれあい館長
アートギャラリー	アートギャラリー衛生推進者	アートギャラリー館長
文化財センター（郷土資料館を含む。）	文化財センター衛生推進者	文化財センター所長
各図書館	衛生推進者の前に各図書館の名称を付したもの	各図書館長
科学館	科学館衛生推進者	科学館長
各スポーツセンター	衛生推進者の前に各スポーツセンターの名称を付したもの	各スポーツセンター所長
大貫海浜学園	大貫海浜学園衛生推進者	大貫海浜学園長
水上少年自然の家	水上少年自然の家衛生推進者	水上少年自然の家所長
教育研究所	教育研究所衛生推進者	教育研究所長

別表第７（第１１条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当

改正案			
分庁舎	分庁舎安全衛生委員会	１　分庁舎総括安全衛生管理者 ２　分庁舎安全衛生管理者及び分庁舎衛生管理者のうちから指名した者 ３　分庁舎産業医のうちから指名した者 ４　分庁舎の職員で、安全に関し経験を有するもののうちから指名した者 ５　分庁舎の職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから指名した者	教育総務課
川口市立学校給食調理場等	川口市立学校給食調理場等安全衛生委員会	１　川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者 ２　川口市立学校給食調理場等安全管理者及び川口市立学校給食調理場等衛生管理者のうちから指名した者 ３　川口市立学校給食調理場等産業医のうちから指名した者 ４　川口市立学校給食調理場等の職員で、安全に関し経験を有するもののうちから指名した者 ５　川口市立学校給食調理場等の職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから指名した者	学校保健課

別表第８（第２１条関係）

種類	対象職員	項目	時期及び回

現行			
分庁舎	分庁舎安全衛生委員会	１　分庁舎総括安全衛生管理者 ２　分庁舎安全管理者及び分庁舎衛生管理者のうちから指名した者 ３　分庁舎産業医のうちから指名した者 ４　分庁舎の職員で、安全に関し経験を有するもののうちから指名した者 ５　分庁舎の職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから指名した者	教育総務課
川口市立学校給食調理場等	川口市立学校給食調理場等安全衛生委員会	１　川口市立学校給食調理場等総括安全衛生管理者 ２　川口市立学校給食調理場等安全管理者及び川口市立学校給食調理場等衛生管理者のうちから指名した者 ３　川口市立学校給食調理場等産業医のうちから指名した者 ４　川口市立学校給食調理場等の職員で、安全に関し経験を有するもののうちから指名した者 ５　川口市立学校給食調理場等の職員で、衛生に関し経験を有するもののうちから指名した者	学校保健課

別表第８（第２１条関係）

種類	対象職員	項目	時期及び回

改正案				現行			
			数				数
採用時健康診断	新規採用職員	省令第４３条に規定する項目及び産業医が必要と認める項目	採用時１回	採用時健康診断	新規採用職員	労働安全衛生規則第４３条に規定する項目及び産業医が必要と認める項目	採用時１回
定期健康診断	全職員	省令第４４条に規定する項目及び産業医が必要と認める項目	年１回	定期健康診断	全職員	労働安全衛生規則第４４条に規定する項目及び産業医が必要と認める項目	年１回
特定業務従事者健康診断	省令第１３条第１項第３号に掲げる業務に従事する者	定期健康診断に同じ。ただし、産業医が必要でないと認めるときは、省令第４４条に規定する項目のうち貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査の全部又は一部を省略した項目	６月以内ごとに１回	特定業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	定期健康診断に同じ	６月以内ごとに１回
					焼却炉前作業又は生活保護指導業務に従事する職員	定期健康診断の項目から血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査を除いた項目	
石綿健康診断	石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事した職員	石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号）第４０条に規定する項目	６月以内ごとに１回	石綿健康診断	石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事した職員	石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号）第４０条に規定する項目	６月以内ごとに１回

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程案要綱

１　改正の趣旨及び内容

「婦人会館」「青少年会館」が廃止され、新たに「生涯学習プラザ」となることから、別表の「婦人会館」「青少年会館」を「生涯学習プラザ」に改めるもの。

２　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの

３　予算措置

不要

４　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

(2) パブリック・コメント

不要

議案第２８号参考資料

川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照表

○　川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程（昭和５０年教育委員会規程第２号）

（下線の部分は改正部分）

改正案

○川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程

昭和50年５月１日教育委員会規程第２号

別表（第４条関係）

所属	対象者の範囲	勤務時間及び勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
公民館	全職員	１日８時間を超えない範囲内で業務の実情に応じ所属長が定める。	４週間について８日とし、その日は業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合は１時間とし、その時限は業務の実情に応じ所属長が定める。
中央ふれあい館	同上	同上	同上	同上
生涯学習プラザ	同上	同上	同上	同上
南平文化会館	同上	同上	同上	同上
アートギャラリー	同上	同上	同上	同上
文化財センター	同上	同上	同上	同上
図書館	同上	同上	同上	同上
科学館	同上	同上	同上	同上
体育施設	同上	同上	同上	同上
水上少年自然の	同上	同上	同上	同上

現行

○川口市教育局及び教育機関職員の勤務時間等に関する規程

昭和50年５月１日教育委員会規程第２号

別表（第４条関係）

所属	対象者の範囲	勤務時間及び勤務時間の割振り	週休日	休憩時間
公民館	全職員	１日８時間を超えない範囲内で業務の実情に応じ所属長が定める。	４週間について８日とし、その日は業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合は１時間とし、その時限は業務の実情に応じ所属長が定める。
中央ふれあい館	同上	同上	同上	同上
婦人会館	同上	同上	同上	同上
青少年会館	同上	同上	同上	同上
南平文化会館	同上	同上	同上	同上
アートギャラリー	同上	同上	同上	同上
文化財センター	同上	同上	同上	同上
図書館	同上	同上	同上	同上
科学館	同上	同上	同上	同上
体育施設	同上	同上	同上	同上
水上少年自然の	同上	同上	同上	同上

改正案				
家				
大貫海浜学園	同上	同上	同上	同上
川口市立高等学校	事務職員	１日８時間を超えない範囲内で業務の実情に応じ学校長が定める。	一般の職員に同じ。	勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合は少なくとも45分とし、その時限は業務の実情に応じ学校長が定める。
給食センター	全職員	１日８時間を超えない範囲内で業務の実情に応じ所属長が定める。	同上	勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合は１時間とし、その時限は業務の実情に応じ所属長が定める。

現行				
家				
大貫海浜学園	同上	同上	同上	同上
川口市立高等学校	事務職員	１日８時間を超えない範囲内で業務の実情に応じ学校長が定める。	一般の職員に同じ。	勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合は少なくとも45分とし、その時限は業務の実情に応じ学校長が定める。
給食センター	全職員	１日８時間を超えない範囲内で業務の実情に応じ所属長が定める。	同上	勤務時間が６時間を超え８時間以下の場合は１時間とし、その時限は業務の実情に応じ所属長が定める。

川口市立生涯学習プラザ管理規則案要綱

1　制定の趣旨

婦人会館及び青少年会館を廃止し、新たに両施設の設置目的を包含する生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）を設置することから、その管理に関し必要な事項を定めるもの。

2　制定の内容

(1) プラザの開館時間を次のとおり定めるとともに、川口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができることとするもの。

ア　火曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）　午前９時から午後９時まで

イ　日曜日及び休日　午前９時から午後５時まで

(2) プラザの休館日を次のとおり定めるとともに、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができることとするもの。

ア　月曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ　１月１日から同月４日まで及び12月28日から同月31日まで

(3) プラザの利用の許可又は変更を受けようとする者は、申請書を教育委員会に提出しなければならないこととするとともに、プラザは、同一の人又は団体が引き続き４日を超えて利用することができないこととするもの。

(4) 教育委員会は、プラザの利用を許可したとき又は許可された事項の変更について許可したときは、許可書兼領収書を当該申請者に交付するものとするもの。

(5) 使用料の減免を受けようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならないこととするもの。

(6) 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができることとするもの。

ア　伝染性の疾病者

イ　他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物若しくは物品を携行する者

ウ　風紀を乱すおそれがあると認められる者

エ　その他管理上支障がある者

(7) 教育委員会は、プラザの利用の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があるときはその都度適宜に指示することができることとするもの。

(8) その他必要な事項は、教育委員会が別に定めることとするもの。

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

4　予算措置

なし

5　その他

（１）根拠法令又は関係法令

なし

（２）パブリック・コメント

不要

川口市立生涯学習プラザ処務規程案要綱

1　制定の趣旨

生涯学習プラザ（以下「プラザ」という。）の組織及び処務に関し必要な事項を定めるもの。

2　制定の内容

⑴ プラザに館長のほか、必要に応じ主幹等の職員を置くこととするもの。

⑵ 館長は業務を掌理し、職員を指揮監督するとともに、職員の職務はそれぞれ川口市教育局組織規則に規定するところによるとするもの。また、館長に事故がある場合においての職務の代行について定めるもの。

⑶ 職員の分担は、館長が定めるとするとともに、事務の分担を決定したときは、事務分担表を作成し生涯学習部長に提出しなければならないとするもの。

⑷ 館長の専決事項について定めるとともに、重要又は異例な事務については、上司の決裁を受けなければならないとするもの。

⑸ 館長の専決事項で、館長が不在である場合においての代決について定めるもの。

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

4　予算措置

なし

5　その他

（１）根拠法令又は関係法令

川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（平成３０年条例第８１号）

（２）パブリック・コメント

不要

公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨

　リボンシティレジデンス自治会（並木元町）の所属する公民館地区が、並木公民館地区から、幸栄公民館地区へ変更されることから、両公民館の対象区域を改めるもの。

2　改正の内容

(1) 別表の表中、幸栄公民館の対象区域に「並木元町の一部」を追加するもの。

(2) 別表の表中、並木公民館の対象区域のうち、「並木元町」を「並木元町の一部」に改めるもの。

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

4　予算措置

なし

5　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

なし

(2) パブリック・コメント

不要

議案３２号参考資料

川口市立公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立公民館設置及び管理条例施行規則（昭和４６年教育委員会規則第５号）

（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>
○川口市立公民館設置及び管理条例施行規則
昭和46年４月１日教育委員会規則第５号
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>対象区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>川口市立幸栄公民館</td><td>栄町１丁目、栄町２丁目、栄町３丁目、幸町２丁目の全部
幸町１丁目、幸町３丁目、中青木２丁目、並木元町の一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>川口市立並木公民館</td><td>並木２丁目、並木３丁目、並木４丁目の全部
並木１丁目、幸町３丁目、並木元町の一部</td></tr>
</table>
</td><td>
○川口市立公民館設置及び管理条例施行規則
昭和46年４月１日教育委員会規則第５号
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>対象区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>川口市立幸栄公民館</td><td>栄町１丁目、栄町２丁目、栄町３丁目、幸町２丁目の全部
幸町１丁目、幸町３丁目、中青木２丁目の一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>川口市立並木公民館</td><td>並木元町、並木２丁目、並木３丁目、並木４丁目の全部
並木１丁目、幸町３丁目の一部</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則案要綱

１　改正の趣旨及び内容

消費税率の引上げに伴い、南平文化会館の付属設備の使用料について別紙のとおり改めるもの。

２　施行期日

平成３１年１０月１日から施行するもの。

３　予算措置

平成３１年度当初予算にて措置

４　その他

(1)　根拠法令又は関係法令

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第６８号）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成２４年法律第６９号）

(2)　パブリック・コメント

不要

議案第３３号参考資料

川口市立南平文化会館管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立南平文化会館管理規則（昭和５４年教育委員会規則第７号）

（下線の部分は改正部分）

改正案

別表（第１０条関係）

１　舞台設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
講演卓	１式	７７０	脇卓を含む。
司会台	１台	２２０	
舞台用机	同	１５０	
舞台用いす	１脚	７０	
指揮台	１式	３００	指揮者用譜面台付き
譜面台	１台	７０	
反響板	１式	４，６２０	
所作台	同	４，６２０	
平台（中）	１枚	２３０	長さ１８０センチメートルのもの
平台（小）	同	１８０	長さ１８０センチメートルのもののうち幅が６０センチメートルのもの
箱足	１個	７０	
中足	同	７０	
高足	同	７０	

現行

別表（第１０条関係）

１　舞台設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
講演卓	１式	７５０	脇卓を含む。
司会台	１台	２１０	
舞台用机	同	１５０	
舞台用いす	１脚	７０	
指揮台	１式	３００	指揮者用譜面台付き
譜面台	１台	７０	
反響板	１式	４，５３０	
所作台	同	４，５３０	
平台（中）	１枚	２２０	長さ１８０センチメートルのもの
平台（小）	同	１８０	長さ１８０センチメートルのもののうち幅が６０センチメートルのもの
箱足	１個	７０	
中足	同	７０	
高足	同	７０	

枕木	同	５０	
松羽目	１式	１，５４０	
竹羽目	同	１，５４０	
金びょうぶ	１双	２，３１０	
銀びょうぶ	同	２，３１０	
緋もうせん	１枚	１５０	
山台用長座ぶとん	同	７０	
座ぶとん	同	７０	
上敷ござ	同	１５０	
紗幕	１張	１，５４０	
紅白幕	同	１，５４０	
黒幕	同	１，５４０	
浅黄幕	同	１，５４０	
地がすり	１枚	７７０	
カーペット	１式	１，５４０	
めくり台	１台	７０	
人形立	同	７０	
バトン	１本	５５０	
国旗・市旗	１旗	３３０	
ピアノ（グランド）	１台	５，５００	調律料は、含まない。
ピアノ（アップライト）	同	１，５４０	調律料は、含まない。
エレクトーン	同	１，５４０	

２　照明設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
フットライト	１列	１，５４０	照明器具にはプラステートは、含まない。
天板フットライト	１台	１，５４０	

枕木	同	５０	
松羽目	１式	１，５１０	
竹羽目	同	１，５１０	
金びょうぶ	１双	２，２６０	
銀びょうぶ	同	２，２６０	
緋もうせん	１枚	１５０	
山台用長座ぶとん	同	７０	
座ぶとん	同	７０	
上敷ござ	同	１５０	
紗幕	１張	１，５１０	
紅白幕	同	１，５１０	
黒幕	同	１，５１０	
浅黄幕	同	１，５１０	
地がすり	１枚	７５０	
カーペット	１式	１，５１０	
めくり台	１台	７０	
人形立	同	７０	
バトン	１本	５４０	
国旗・市旗	１旗	３２０	
ピアノ（グランド）	１台	５，４００	調律料は、含まない。
ピアノ（アップライト）	同	１，５１０	調律料は、含まない。
エレクトーン	同	１，５１０	

２　照明設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
フットライト	１列	１，５１０	照明器具にはプラステートは、含まない。
天板フットライト	１台	１，５１０	

第１ボーダーライト	１列	１，５４０	
第２ボーダーライト	同	１，５４０	
アッパーホリゾントライト	同	２，３１０	
ロアーホリゾントライト	同	２，３１０	
ベーススタンド	１台	７０	
ハイスタンド	同	１５０	
先玉・元玉	１個	１５０	
スポットライト（１KW）	１台	３８０	
スポットライト（５００W）	同	２３０	
カッターライト	同	７７０	
ハロゲンピンスポットライト	同	１，５４０	
クセノンピンスポットライト	同	４，６２０	
スポットライトスポックス	同	４６０	
プロジェクタースポットライト	同	７７０	
エフェクトマシン	同	７７０	
ダブルマシン	同	７７０	
オーロラマシン	同	７７０	
ミラーボール	同	７７０	
リップルマシン	同	７７０	
バンドアー	１枚	１５０	
プラステート	同	実費	
持込器具	１KW	２３０	

３　音響設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
拡声装置	１式	４，６２０	
マイク（A）	１本	１，５４０	

第１ボーダーライト	１列	１，５１０	
第２ボーダーライト	同	１，５１０	
アッパーホリゾントライト	同	２，２６０	
ロアーホリゾントライト	同	２，２６０	
ベーススタンド	１台	７０	
ハイスタンド	同	１５０	
先玉・元玉	１個	１５０	
スポットライト（１KW）	１台	３７０	
スポットライト（５００W）	同	２２０	
カッターライト	同	７５０	
ハロゲンピンスポットライト	同	１，５１０	
クセノンピンスポットライト	同	４，５３０	
スポットライトスポックス	同	４５０	
プロジェクタースポットライト	同	７５０	
エフェクトマシン	同	７５０	
ダブルマシン	同	７５０	
オーロラマシン	同	７５０	
ミラーボール	同	７５０	
リップルマシン	同	７５０	
バンドアー	１枚	１５０	
プラステート	同	実費	
持込器具	１KW	２２０	

３　音響設備

品目	単位	金額（１回につき）	備考
		円	
拡声装置	１式	４，５３０	
マイク（A）	１本	１，５１０	

マイク（B）	同	７７０	
ワイヤレスマイク	同	３，０８０	電池付き
エレベーターマイク装置	１基	７７０	
３点つりマイク装置	同	７７０	
マイクスタンド（卓上）	１本	７０	
マイクスタンド（床上）	同	１５０	
ブームスタンド	同	１５０	
ＣＤプレーヤー	１台	７７０	
レコードプレーヤー	同	７７０	
カセットテープレコーダー	同	７７０	
オープンテープレコーダー	同	１，１００	
ステージスピーカー	同	２，２００	
はね返りスピーカー	同	１，１００	
ポータブルミキサー	１式	２，２００	
デジタルリバーブ	１台	２，２００	

4　映写設備

品目	単位	金額	備考
		円	
スクリーン	１式	１回につき　７７０	
３５ミリ映写機	同	１０分につき　１，５４０	１０分とは、フィルムの上映時間をいう。
１６ミリ映写機	同	１０分につき　９２０	１０分とは、フィルムの上映時間をいう。

備考

この表に定める使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の時間

マイク（B）	同	７５０	
ワイヤレスマイク	同	３，０２０	電池付き
エレベーターマイク装置	１基	７５０	
３点つりマイク装置	同	７５０	
マイクスタンド（卓上）	１本	７０	
マイクスタンド（床上）	同	１５０	
ブームスタンド	同	１５０	
ＣＤプレーヤー	１台	７５０	
レコードプレーヤー	同	７５０	
カセットテープレコーダー	同	７５０	
オープンテープレコーダー	同	１，０８０	
ステージスピーカー	同	２，１６０	
はね返りスピーカー	同	１，０８０	
ポータブルミキサー	１式	２，１６０	
デジタルリバーブ	１台	２，１６０	

4　映写設備

品目	単位	金額	備考
		円	
スクリーン	１式	１回につき　７５０	
３５ミリ映写機	同	１０分につき　１，５１０	１０分とは、フィルムの上映時間をいう。
１６ミリ映写機	同	１０分につき　９００	１０分とは、フィルムの上映時間をいう。

備考

この表に定める使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間の時間

区分におけるそれぞれの利用を１回として計算する。	区分におけるそれぞれの利用を１回として計算する。

川口市立青少年会館管理規則を廃止する規則案要綱

1　廃止の趣旨

川口市立青少年会館設置及び管理条例の廃止に伴い、本規則を廃止するもの。

2　廃止期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

3　予算措置

なし

4　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（平成３０年条例第８１号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立婦人会館管理規則を廃止する規則案要綱

１　廃止の趣旨

川口市立婦人会館設置及び管理条例の廃止に伴い、本規則を廃止するもの。

２　廃止期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

３　予算措置

なし

４　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（平成３０年条例第８１号）

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨及び内容

市民の利用に供する茶室等について、旧田中家住宅が国登録有形文化財ではなく国指定重要文化財となり、また、旧田中家住宅以外の施設においても利用を行うこととなったことから、茶室等の利用許可書及び使用料減免承認書のうち、国登録有形文化財に限った注意書きについて削るもの。

2　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

3　予算措置

不要

4　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立文化財センター設置及び管理条例

(2) パブリック・コメント

不要

議案第３６号参考資料

川口市立文化財センター管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立文化財センター管理規則（平成１８年教育委員会規則第６号）

（下線の部分は改正部分）

改正案

○川口市立文化財センター管理規則

平成18年３月24日教育委員会規則第６号

様式第８号

様式第8号
表面

年　月　日

茶室等利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

利用の目的		
利用人数		人
利用日時		年　月　日(　) □午前　□午後　□全日
利用施設	旧田中家住宅	1　茶室　2　日本間
	歴史自然資料館	1　映像ギャラリー　2　展示室
申請者	所在地	
	団体名	
	代表者職・氏名	
	申請者氏名	電話　(　　)
許可に付する条件		

使用料　円

上記使用料を領収しました。

年　月　日

川口市出納補助員　印

現行

○川口市立文化財センター管理規則

平成18年３月24日教育委員会規則第６号

様式第８号

様式第8号
表面

年　月　日

茶室等利用許可書兼領収書

川口市教育委員会　印

利用の目的		
利用人数		人
利用日時		年　月　日(　) □午前　□午後　□全日
利用施設	旧田中家住宅	1　茶室　2　日本間
	歴史自然資料館	1　映像ギャラリー　2　展示室
申請者	所在地	
	団体名	
	代表者職・氏名	
	申請者氏名	電話　(　　)
許可に付する条件		

使用料　円

上記使用料を領収しました。

年　月　日

川口市出納補助員　印

改正案	現行
裏面 利用上の注意 1　この利用許可書兼領収書は、当日の利用に際し、係員に提示してください。 2　教育委員会は、茶室等の利用に当たり、管理上必要な条件を付することがあります。 3　利用許可時間内に終了し、退出してください。 4　利用後は、全て利用前の状態に整え、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。 5　虚偽の申請があった場合は、利用を取り消しする場合があります。 6　納付した使用料は、利用許可を取り消しした場合でもお返しできません。 7　許可を受けた利用の権利は、第三者へ譲渡又は転貸できません。 8　茶室等に備え付けの物品以外で、特別な物品を持ち込む場合は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を受けてください。 9　利用後は、係員にその旨を申し出たうえで、利用人数の報告をしてください。 10　利用に当たっての不明な点は、係員に連絡し、その指示に従ってください。	裏面 利用上の注意 1　この利用許可書兼領収書は、当日の利用に際し、係員に提示してください。 2　教育委員会は、茶室等の利用に当たり、管理上必要な条件を付することがあります。 3　利用許可時間内に終了し、退出してください。 4　利用後は、全て利用前の状態に整え、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。 5　虚偽の申請があった場合は、利用を取り消しする場合があります。 6　納付した使用料は、利用許可を取り消しした場合でもお返しできません。 7　許可を受けた利用の権利は、第三者へ譲渡又は転貸できません。 8　茶室等に備え付けの物品以外で、特別な物品を持ち込む場合は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を受けてください。 9　利用後は、係員にその旨を申し出たうえで、利用人数の報告をしてください。 10　利用に当たっての不明な点は、係員に連絡し、その指示に従ってください。 は、国登録有形文化財です。 大切に保存していきましょう。

議案第３６号参考資料−4−

改正案

様式第１０号

様式第10号

表面

年　月　日

茶室等使用料減免承認書兼領収書

川口市教育委員会 印

受付年月日		年　月　日	
申請の理由			
利用人数		人	
利用日時		年　月　日(　) □ 午前　□午後　□全日	
利用施設		旧田中家住宅	1 茶室　2 日本間
		歴史自然資料館	1 映像ギャラリー　2 展示室
申請者	所在地		
	団体名		
	代表者職・氏名		
	申請者氏名	電話　(　　)	
使用料減免の事由		川口市立文化財センター設置及び管理条例第14条第2項の規定により　減額　・　免除	

使用料　円
減額後の使用料　円

上記使用料を領収しました。

年　月　日

川口市出納補助員 印

現行

様式第１０号

様式第10号

表面

年　月　日

茶室等使用料減免承認書兼領収書

川口市教育委員会 印

受付年月日		年　月　日	
申請の理由			
利用人数		人	
利用日時		年　月　日(　) □ 午前　□午後　□全日	
利用施設		旧田中家住宅	1 茶室　2 日本間
		歴史自然資料館	1 映像ギャラリー　2 展示室
申請者	所在地		
	団体名		
	代表者職・氏名		
	申請者氏名	電話　(　　)	
使用料減免の事由		川口市立文化財センター設置及び管理条例第14条第2項の規定により　減額　・　免除	

使用料　円
減額後の使用料　円

上記使用料を領収しました。

年　月　日

川口市出納補助員 印

改正案	現行
裏面 利用上の注意 1　この承認書兼領収書は、当日の利用に際し、係員に提示してください。 2　教育委員会は、茶室等の利用に当たり、管理上必要な条件を付することがあります。 3　利用許可時間内に終了し、退出してください。 4　利用後は、全て利用前の状態に整え、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。 5　虚偽の申請があった場合は、利用を取り消します。 6　納付した使用料は、利用許可を取り消しした場合でもお返しできません。 7　許可を受けた利用の権利は、第三者へ譲渡又は転貸できません。 8　茶室等に備え付けの物品以外で、特別な物品を持ち込む場合は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を受けてください。 9　利用後は、係員にその旨を申し出たうえで、利用人数の報告をしてください。 10　利用に当たっての不明な点は、係員に連絡し、その指示に従ってください。 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿	裏面 利用上の注意 1　この承認書兼領収書は、当日の利用に際し、係員に提示してください。 2　教育委員会は、茶室等の利用に当たり、管理上必要な条件を付することがあります。 3　利用許可時間内に終了し、退出してください。 4　利用後は、全て利用前の状態に整え、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。 5　虚偽の申請があった場合は、利用を取り消します。 6　納付した使用料は、利用許可を取り消しした場合でもお返しできません。 7　許可を受けた利用の権利は、第三者へ譲渡又は転貸できません。 8　茶室等に備え付けの物品以外で、特別な物品を持ち込む場合は、あらかじめ教育委員会に申し出て許可を受けてください。 9　利用後は、係員にその旨を申し出たうえで、利用人数の報告をしてください。 10　利用に当たっての不明な点は、係員に連絡し、その指示に従ってください。 ＿＿＿＿は、国登録有形文化財です。 ＿＿＿＿大切に保存していきましょう。

川口市立科学館管理規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨

利用者のサービス向上のため、事務手続きを簡略化することから所要の改正を行うもの。

2　改正の内容

(1)　入場料及び観覧料の減免について、手続きの際に提出を要していた申請書の提出を要しないこととできる者及び申出により当該申請に代えることができる者を加えるもの。

(2)　条例第８条第１号から第３号までに該当する場合であって、特に教育委員会で認めたときは、申出を減免申請に代えることができることとし、当該申出を受けた場合においては、承認書の交付を要しないものとするもの。

(3)　文言及び様式の整備

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

4　予算措置

平成３１年度当初予算にて措置

5　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立科学館設置及び管理条例（平成１４年条例第５６号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第３７号参考資料

川口市立科学館管理規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立科学館管理規則（平成１５年教育委員会規則第９号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現行
（休館日） **第６条**　科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 （１）　月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 （２）　（略） （３）　館内整理日（８月及び12月を除く毎月最終火曜日。ただし、その日が休日又は第１号に掲げる日に当たるときは、その直後の土曜日、日曜日、休日又は第１号に掲げる日でない日） （４）　特別整理期間（毎年４回各５日以内で教育委員会が定める期間をいう。） （入場料及び観覧料の免除） **第８条**　教育委員会は、条例第８条第１号、第２号若しくは第３号に該当するとき又は同条第４号又は第５号に該当する場合であって市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事等に利用するときの入場料及び観覧料（以下「入場料等」という。）を免除する。	（休館日） **第６条**　科学館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 （１）　月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その直後の休日でない日 （２）　（略） （３）　館内整理日（８月及び12月を除く毎月最終火曜日。ただし、その日が休日にあたるときは、その直前の土曜日、日曜日、月曜日又は休日でない日。） （４）　特別整理期間（毎年４回各５日以内） （入場料及び観覧料の免除） **第８条**　教育委員会は、条例第８条第１号、第２号若しくは第３号に該当するとき又は同条第４号に該当する場合であって市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事等に利用するときの入場料及び観覧料（以下「入場料等」という。）を免除する。

改正案	現行
（入場料等減免手続） **第９条**　条例第８条の規定により入場料等の減額又は免除を受けようとする者は、様式第７号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、条例第８条第５号に該当する場合であって別に定めるときは、この限りではない。	（入場料等減免手続） **第９条**　条例第８条の規定により入場料等の減額又は免除を受けようとするときは、様式第７号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。
２　前項の規定による申請書の提出は、条例第８条第１号から第３号までに該当する場合で、教育委員会が特に認めるときは、当該各号に該当する旨の申出をもってこれに代えることができる。	２　前項の規定による申請書の提出は、条例第８条第１号に該当する場合で、教育委員会が特に認めるときは、同号に該当する旨の申出をもってこれに代えることができる。
３　（略）	３　（略）
（入場料等減免承認） **第10条**　教育委員会は、前条の規定による申請を承認したときは、様式第８号の承認書を申請者に交付するものとする。ただし、前条第２項に該当する場合は、この限りではない。	（入場料等減免承認） **第10条**　教育委員会は、前条の規定による申請を承認したときは、様式第８号の承認書を申請者に交付するものとする。
２　（略）	２　（略）

改正案	現行
様式第１号 川口市立科学館 日　付 科学展示入場券 区　分　　円 備考　図案色刷りとする。	様式第１号 様式第1号 （表面） 川口市立科学館 日　付 科学展示入場券 区　分　　円 備考　図案色刷りとする。 （裏面） 科学展示入場券 1　本券は、1人1回表面記載発売日限り有効です。 2　本券は、入場の際、改札を受けてください。 3　既納の料金の払い戻しは致しません。

改正案

様式第２号

様式第2号

発行番号

科学展示団体入場券

川口市立科学館

団体名				
代表者名				
入場日時	年　月　日(　)　時　分			
入場者数及び入場料	区分	単価	人数	金額
	一般	円	人	円
	こども	円	人	円
合計			人	円

1　一旦退場した場合、再入場はできません。
2　本券は、入場の際、改札を受けてください。
3　既納の料金の払い戻しは致しません。

現行

様式第２号

様式第2号

発行番号

科学展示団体入場券

川口市立科学館

団体名				
代表者名				
入場日時	年　月　日(　)　時　分			
入場者数及び入場料	区分	単価	人数	金額
	一般	160円	人	円
	こども	80円	人	円
合計			人	円

1　一旦退場した場合、再入場はできません。
2　本券は、入場の際、改札を受けてください。
3　既納の料金の払い戻しは致しません。

改正案	現行
様式第３号 川口市立科学館 日　付・時　間 プラネタリウム観覧券 区　分　　円 備考　図案色刷りとする。	様式第３号 川口市立科学館 日　付・時　間 プラネタリウム観覧券 区　分　　円 備考　図案色刷りとする。 （裏面） プラネタリウム観覧券 1　本券は、1人1回表面記載発売日の投影時間に限り有効です。 2　本券は、観覧の際、改札を受けてください。 3　無料観覧のお子さまは、ひざの上におのせください。 4　既納の料金の払い戻しは致しません。

改正案

様式第４号

様式第4号

発行番号

プラネタリウム団体観覧券

川口市立科学館

団体名				
代表者名				
観覧日及び観覧時間	年　月　日（　）			
	第　回　時　分　投影分			
観覧者数及び観覧料	区分	単価	人数	金額
	一般	円	人	円
	こども	円	人	円
合計			人	円

1　本券は、上記記載の観覧日及び投影時間に限り有効です。
2　本券は、観覧の際、改札を受けてください。
3　無料観覧のお子さまは、ひざの上におのせください。
4　既納の料金の払い戻しは致しません。

現行

様式第４号

様式第4号

発行番号

プラネタリウム団体観覧券

川口市立科学館

団体名				
代表者名				
観覧日及び観覧時間	年　月　日（　）			
	第　回　時　分　投影分			
観覧者数及び観覧料	区分	単価	人数	金額
	一般	320円	人	円
	こども	160円	人	円
合計			人	円

1　本券は、上記記載の観覧日及び投影時間に限り有効です。
2　本券は、観覧の際、改札を受けてください。
3　無料観覧のお子さまは、ひざの上におのせください。
4　既納の料金の払い戻しは致しません。

改正案	現行
様式第５号 記号番号 区分　□年間入場券 □年間観覧券 顔写真　氏　名 有効期限 年　月　日 川口市立科学館 備考　図案色刷りとする。	様式第５号 記号番号 区分　□年間入場券 □年間観覧券 顔写真　氏　名 有効期限 年　月　日 川口市立科学館 備考　図案色刷りとする。 （裏面） 注意事項 （略）

改正案

様式第６号

様式第6号

年　　月　　日

科学館　年間入場券
年間観覧券　申込書

（あて先）川口市教育委員会

下記により　年間入場券
年間観覧券　の交付を申し込みます。

記

申込者	住　　所	
	ふりがな 氏　　名	
	生年月日	年　　月　　日
	区　　分	□大人　　□小人
	電話番号	
券の区分		□　年間入場券　□年間観覧券
有効期限		年　　月　　日
入場券・観覧券発行番号		

注1　太枠内のみ記入してください。
　2　該当する□にレ印を付けてください。

現行

様式第６号

様式第6号

年　　月　　日

科学館　年間入場券
年間観覧券　申込書

（あて先）川口市教育委員会

下記により　年間入場券
年間観覧券　の交付を申し込みます。

記

申込者	住　　所			
	ふりがな 氏　　名			
	生年月日	年　　月　　日		
	性　　別	□男　□女	区　　分	□大人　□小人
	電話番号			
券の区分		□　年間入場券　□年間観覧券		
有効期限		年　　月　　日		
入場券・観覧券発行番号				

注1　太枠内のみ記入してください。
　2　該当する□にレ印を付けてください。

改正案

様式第７号
様式第7号

科学館入場料等減免申請書

(あて先)川口市教育委員会

決　裁　欄	
受付　・　・	承認　・　・

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者名	電話　(　　) ＦＡＸ　(　　)
利用日時		年　月　日(　) 時　分～　時　分
利用施設		1 科学展示施設　2 プラネタリウム施設
プラネタリウム観覧時間		時　分～　時　分
利用予定人員		小学校就学前の者　人 小学生・中学生　人 一　般　人 合　計　人
申請理由		

現行

様式第７号
様式第7号

科学館入場料等減免申請書

(あて先)川口市教育委員会

決　裁　欄	
受付　・　・	承認　・　・

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者名	電話　(　　)
利用日時		年　月　日(　) 時　分～　時　分
利用施設		1 科学展示施設　2 プラネタリウム施設
プラネタリウム観覧時間		時　分～　時　分
利用予定人員		小学校就学前の者　人 小学生・中学生　人 一　般　人 合　計　人
申請理由		

改正案

様式第８号

様式第8号

科学館入場料等減免承認書

川口市教育委員会　　印

受付　・　・	承認　・　・

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者名	
利用日時		年　月　日（　） 時　分～　時　分
利用施設		1 科学展示施設　2 プラネタリウム施設
プラネタリウム観覧時間		時　分～　時　分
利用予定人員		小学校就学前の者　人 小学生・中学生　人 一般　人 合計　人
承認理由		川口市立科学館設置及び管理条例第8条第　号に該当
□免除		
□減額	入場料	小学生・中学生　円×　人＝　円 一般　円×　人＝　円 合計　円
	観覧料	小学校就学前の者　円×　人＝　円 小学生・中学生　円×　人＝　円 一般　円×　人＝　円 合計　円

現行

様式第８号

様式第8号

科学館入場料等減免承認書

川口市教育委員会　　印

受付　・　・	承認　・　・

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者名	電話　（　）
利用日時		年　月　日（　） 時　分～　時　分
利用施設		1 科学展示施設　2 プラネタリウム施設
プラネタリウム観覧時間		時　分～　時　分
利用予定人員		小学校就学前の者　人 小学生・中学生　人 一般　人 合計　人
承認理由		川口市立科学館設置及び管理条例第8条第　号に該当
□免除		
□減額	入場料	小学生・中学生　円×　人＝　円 一般　円×　人＝　円 合計　円
	観覧料	小学校就学前の者　円×　人＝　円 小学生・中学生　円×　人＝　円 一般　円×　人＝　円 合計　円

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨

川口市立体育施設設置及び管理条例の一部改正により、市内の体育施設の利用区分等について見直しを図ることから必要な改正を行うもの。

2　改正の内容

(1)照明施設の使用料を別表のとおり定めるもの。

(2)附属設備の使用料を次のとおり定めるもの。

種別	金額
コインロッカー	円 ５０

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

4　予算措置

平成３１年度予算措置

5　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成３１年条例第　号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第３８号参考資料

川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立体育施設設置及び管理条例施行規則（昭和４３年教育委員会規則第８号）

（下線の部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>（許可書等）
第４条
２　条例別表第３の１運動施設の表備考第１号の規定により徴収する額は、別表第１のとおりとする。
３　条例別表第３の２附帯施設の表附帯設備の項に規定により定める額は、別表第２のとおりとする。
４　（略）
５　（略）

第６条　条例第１７条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとするときは、第４条第１項又は第５項の許可書兼領収書を添えて、様式第４号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

第９条
<table>
<tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>第２条第６項、第４条第１項、第４項及び第５項、第６条並びに第８条</td><td>教育委員会</td><td>指定管理者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td>
<td>（許可書等）
第４条
２　条例別表第３の１運動施設の表備考第 １ 号の規定により徴収する額は、別表のとおりとする。
３　（略）
４　（略）

第６条　条例第１７条ただし書の規定により、既納の使用料の還付を受けようとするときは、第４条第１項又は第４項の許可書兼領収書を添えて、様式第４号の申請書を教育委員会に提出しなければならない。

第９条
<table>
<tr><th>読み替える規定</th><th>読み替えられる字句</th><th>読み替える字句</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>第２条第６項、第４条第１項、第３項及び第４項、第６条並びに第８条</td><td>教育委員会</td><td>指定管理者</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

附　則

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

１　照明施設

施設名	種別	金額		備考
青木町公園総合運動場	野球場	全点灯	円 6,130	１　金額は、１時間単位とする。 ２　超過時間が発生したときは、30分までごとに金額の２分の１の額を徴収する。
		３分の２点灯	4,080	
	庭球場	１コート	300	
	競泳プール	全点灯	1,360	
		２分の１点灯	680	
	飛込みプール	全点灯	730	
		２分の１点灯	360	
体育武道センター	体育館	専用	650	
		共用	325	
東スポーツセンター	野球場		850	
北スポーツセンター	野球場		1,330	
	体育館	専用	530	
		共用	265	
	室内プール	専用	350	
		共用	175	

別表（第４条関係）

１　照明施設

施設名	種別	金額		備考
青木町公園総合運動場	野球場	全点灯	円 6,130	１　金額は、１時間単位とする。 ２　超過時間が発生したときは、30分までごとに金額の２分の１の額を徴収する。
		３分の２点灯	4,080	
	庭球場	１コート	300	
	競泳プール	全点灯	1,360	
		２分の１点灯	680	
	飛込みプール	全点灯	730	
		２分の１点灯	360	
体育武道センター	室内競技場		650	
東スポーツセンター	野球場		850	
北スポーツセンター	野球場		1,330	
	体育館		530	
	室内プール		350	

新郷スポーツセンター	競技場			790
	体育館	専用		530
		共用		265
	室内プール	専用		350
		共用		175
戸塚体育館				150
根岸体育館	体育室			190
	舞台			360
芝スポーツセンター	野球場			3,250
	体育館	専用	全点灯	2,700
			2分の1点灯	1,350
		共用	全点灯	900
			2分の1点灯	450
	柔道場			160
	剣道場			160
安行スポーツセンター	野球場			2,920
	体育館	専用		510
		共用		255
戸塚スポーツセンター	多目的グラウンド			900
	庭球場			300

新郷スポーツセンター	競技場			790
	体育館			530
	室内プール			350
戸塚体育館				150
根岸体育館	体育室			190
	舞台			360
芝スポーツセンター	野球場			3,250
	体育館	競技場	1,000ルックス	2,700
			500ルックス	1,350
		柔道場		160
		剣道場		160
		トレーニング室		60
安行スポーツセンター	野球場			2,920
	体育館			510
戸塚スポーツセンター	多目的グラウンド			900
	庭球場			300

鳩ヶ谷スポーツセンター	体育館	専用	300	
		共用	150	

２　空調施設

（略）

別表第２（第４条関係）

１　附属設備

種別	金額
コインロッカー	円 50

鳩ヶ谷スポーツセンター	体育館	300	

２　空調施設

（略）

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案要綱

１　改正の趣旨及び内容

学校教育法施行規則の一部改正により、規則中に用いる文言が改められたことから、規定の整備を行うもの。

２　施行期日等

平成３４年４月１日から施行するもの。

ただし、平成３１年４月から平成３４年３月３１日までの間に高等学校に入学した生徒（編入学した生徒であって平成３１年３月３１日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）については、川口立高等学校通則中の「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」にとする。

３　予算措置

なし

４　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校教育法施行規則（平成３０年文部科学省令第１３号）

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（平成３０年埼玉県教育委員会規則第８号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第４５号参考資料

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立高等学校通則（昭和４７年教育委員会規則第６号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現行
川口市立高等学校通則 第１条～第７条　（略） （教育課程及び授業日数） 第８条　（略） ２　（略） ３　各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探求の時間の授業時数は教育課程編成要領一般編の基準により校長が定める。 第９条　（略） 第１０条　（略） （卒業の認定） 第１１条　校長は、その学校（専攻科を除く。）における所定の各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探求の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行う。 ２（略） 第１２条～第３２条　（略） 別表　（略） 様式第１～様式第４　（略） 附　則	川口市立高等学校通則 第１条～第７条　（略） （教育課程及び授業日数） 第８条　（略） ２　（略） ３　各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間の授業時数は教育課程編成要領一般編の基準により校長が定める。 第９条　（略） 第１０条　（略） （卒業の認定） 第１１条　校長は、その学校（専攻科を除く。）における所定の各教科に属する科目、特別活動及び総合的な学習の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行う。 ２（略） 第１２条～第３２条　（略） 別表　（略） 様式第１～様式第４　（略） 附　則

１　この規則は、平成３４年４月１日から施行する。ただし、附則第４項の規定は平成３１年４月１日から施行する。	
２　改正後の川口市立高等学校通則（以下「新通則」という。）第８条第３項及び第１１条第１項の規定は、施行の日以降高等学校に入学した生徒（新通則第１２条第３項の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。	
３　前項の規定により新通則第８条第３項及び第１１条第１項の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。	
４　平成３１年４月１日から平成３４年３月３１日までの間に高等学校に入学した生徒（新通則第１２条第３項の規定により入学した生徒であって平成３１年３月３１日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成３１年４月１日から新通則第８条第３項及び第１１条第１項の規定が適用されるまでの間における改正前の川口市立高等学校通則第８条第３項及び第１１条第１項の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探求の時間」とする。	

川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1　改正の趣旨

学校選択制検討委員会の提言を受け、平成３１年度から小・中学校の学校選択制を廃止するため、必要な改正を行うもの。

2　改正の内容

学校選択に関する規定を削るとともに、通学区域外の小・中学校への就学希望の申請の規定について削るもの。

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

4　予算措置

不要

5　その他

(1) 根拠法令又は関係法令

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）

(2) パブリック・コメント

不要

議案第４６号参考資料

川口市立小・中学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

○　川口市立小・中学校の指定に関する規則（昭和６３年教育委員会規則第７号）

（下線の部分は改正部分）

改正案	現行
（就学すべき小・中学校の指定） **第１条**　この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。）第５条第２項の規定による就学すべき川口市立小学校（以下「小学校」という。）又は川口市立中学校（川口市立芝西中学校陽春分校を除く。以下「中学校」という。）の指定（政令第６条で準用する場合を含む。）に関し必要な事項を定めるものとする。 **第３条**　教育委員会は、就学予定者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 17 条第１項又は第２項の規定により翌学年の初めから、それぞれ小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）又は新たに学齢簿（政令第１条第１項に規定する学齢簿をいう。）に記載された者の保護者に対して、政令第５条第２項（第６条で準用する場合を含む。）の規定により就学すべき小学校又は中学校を指定するときは、小学校にあっては別表第１において当該就学予定者の住所地を範囲とする通学区域に対応する小学校を、中学校にあっては別表第２において当該就学予定者の住所地を範囲とする通学区域に対応する中学校を指定するものとする。 （通学区域外の中学校への就学希望の申請）	（就学すべき小・中学校の指定） **第１条**　この規則は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。）第５条第２項の規定による就学すべき川口市立小学校（以下「小学校」という。）又は川口市立中学校（以下「中学校」という。）の指定（政令第６条で準用する場合を含む。）に関し必要な事項を定めるものとする。 **第３条**　教育委員会は、就学予定者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 17 条第１項又は第２項の規定により翌学年の初めから、それぞれ小学校又は中学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）又は新たに学齢簿（政令第１条第１項に規定する学齢簿をいう。）に記載された者の保護者に対して、次条及び第５条の規定により指定する場合を除き、政令第５条第２項（第６条で準用する場合を含む。）の規定により就学すべき小学校又は中学校を指定するときは、小学校にあっては別表第１において当該就学予定者の住所地を範囲とする通学区域に対応する小学校を、中学校にあっては別表第２において当該就学予定者の住所地を範囲とする通学区域に対応する中学校を指定するものとする。 （通学区域外の中学校への就学希望の申請）

第４条　削除	第４条　政令第６条各号に掲げる者及び現に中学校に就学している生徒で住所地の変更により通学区域が変更となったもの（以下「転入学児童生徒等」という。）で、その者の住所地を通学区域とする中学校以外の中学校への就学の希望をするものの保護者は、就学を希望する中学校を選択し、教育委員会に申請することができる。
（小学校への準用） 第５条　削除	（小学校への準用） 第５条　前条の規定は、小学校について準用する。この場合において、第４条中「中学校に就学している生徒」とあるのは「小学校に就学している児童」と、「中学校以外の中学校」とあるのは「小学校以外の小学校」と、「保護者は」とあるのは「保護者は、選択可能な小学校の中から」と読み替えるものとする。
（通学区域の調整） 第４条　（略）	（通学区域の調整） 第６条　（略）
（その他） 第５条　（略）	（その他） 第７条　（略）

川口市立芝西中学校陽春分校通学区域に関する規則案要綱

1　制定の趣旨

平成３１年度開設の川口市立芝西中学校陽春分校の通学区域について定めるもの。

2　制定の内容

通学区域について以下のとおり制定するもの。

(1)　通学区域は、埼玉県内全域とする。

(2)　陽春分校に入学（転入学及び編入学を含む。）しようとする者は、当該者の住所地が前条に定める区域にある者でなければならない。

3　施行期日

平成３１年４月１日から施行するもの。

4　予算措置

不要

5　その他

(1)　根拠法令又は関係法令

学校教育法施行規則（平成３０年文部科学省令第１３号）

(2)　パブリック・コメント

不要